

第8章 国又は都道府県等に対する許可の特例

(法第15条第1項、第34条第1項)

(許可の特例) ※宅造区域

法第15条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第12条第1項の許可があつたものとみなす。

(許可の特例) ※特盛区域

法第34条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第30条第1項の許可があつたものとみなす。

〈審査基準〉

第5 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市に対する許可の特例である協議成立のための基準（法第15条、第34条関係）

法第15条1項、法第34条第1項の協議が成立するための基準は、原則として法第13条、法第31条の技術的基準に適合していることとする。

〈解説〉

1 国等が行う工事の許可の特例

国又は県、政令指定市、中核市（以下「国等」という。）が行う工事は、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。

2 国等以外の工事主が行う工事の許可の特例の適用

法第15条第1項、第34条第1項は、許可の特例の適用を受ける工事主は、国又は県、政令指定市、中核市と規定しています。

これに加え、次の団体については、各団体の設置法施行令の「他の法令の準用」の規定により、法において国等とみなすこととされています。

- ①住宅供給公社
- ②土地開発公社
- ③国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- ④独立行政法人国立高等専門学校機構
- ⑤独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）
- ⑥日本下水道事業団
- ⑦独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ⑧独立行政法人水資源機構
- ⑨国立研究開発法人森林研究・整備機構

3 協議の内容

協議を行おうとする者は、県に許可申請と同等の内容を提示することが必要です。

本条の許可の特例によりみなし許可となった工事についても、中間検査、定期報告、完了検査の対象となること、また、監督処分の対象となり得ることから、通常の許可における技術的基準に照らした内容となっているかを協議します。

なお、住民周知（法第11条）や土地所有者等の同意取得（法第12条第2項第4号）については明示的な規定はありません。これは、法で規定しなくても当然にされるものとの考えによるものです。そのため、協議をするにあたっては、工事主は、周辺住民への周知、土地所有者等の同意取得等にも留意する必要があります。

4 協議の手続き

宅地造成、特定盛土等に関する工事及び土石の堆積に関する工事について、協議又は変更協議を行おうとする者は、表1-8-1、表1-8-2の書類を提出する必要があります。

工事主から申出書の提出がなされたときは、県はその内容を調査し、工事内容が法の技術的基準を満たすと認めるときは、合意する旨の文書を通知します。

表1-8-1 協議の申出に係る提出書類（土地の形質変更）

※◎：必須、○：該当あれば

書類の種類	宅地造成、特定盛土等
	協議
申出書	任意様式
位置図	◎
地形図	◎
土地の平面図	◎
土地の断面図	◎
排水施設の平面図	◎
崖の断面図	○
擁壁の断面図	○
擁壁の背面図	○

崖面崩壊防止施設の断面図	○
崖面崩壊防止施設の背面図	○
求積平面図、地籍図	◎
擁壁の構造計算書	○
盛土の安定計算書	○
崖面の安定計算書	○
設計者資格	○
土地付近状況写真	◎

※提出書類の詳細は第2編第3章を参照

表1-8-2 協議の申出に係る提出書類（土石の堆積）

※◎：必須、○：該当あれば

書類の種類	土石の堆積
	協議
申出書	任意様式
位置図	◎
地形図	◎
土地の平面図	◎
土地の断面図	◎
求積平面図、地籍図	◎
堆積土石の崩壊を防止するための措置	○
土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○
土地付近状況写真	◎

※提出書類の詳細は第2編第3章を参照

第9章 許可証の交付又は不許可の通知

(法第12条、第14条、第33条)

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

法第12条

1～2 (略)

3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 (略)

(許可証の交付又は不許可の通知) ※宅造区域

法第14条 都道府県知事は、第12条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

法第30条

1～2 (略)

3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4～5 (略)

(許可証の交付又は不許可の通知) ※特盛区域

法第33条 都道府県知事は、第30条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可証の様式) ※宅造区域

省令第36条 法第14条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める様式は、別記様式第6とする。

- 2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、法第16条第3項において準用する法第14条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第7条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、前項中「第7項第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(許可証の様式) ※特盛区域

省令第66条 法第33条第4項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める様式は、別記様式第6とする。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、法第35条第3項において準用する法第33条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第63条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、前項中「第63条第2項」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

〈解説〉

1 許可・不許可の処分

法の許可対象規模の工事は、許可証が交付されるまで、着手することができません。

許可申請の審査の結果、申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可の処分は、許可証に法第12条、第30条の規定に基づく工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付して通知します。

また、不許可の処分は、不許可通知書に行政手続法第8条の規定に基づく不許可の理由を明示して通知します。

2 許可処分に付する条件の内容

本県では、許可の際、災害を防止するために必要な条件として、一般的に次のような条件を付しています。

- ①工事中における雨水、地表水の排出及び土砂の流出、崖崩れについては、周辺に被害が生じないように措置すること。
- ②工事中は、周辺の状況により「危険」、「立入禁止」等の表示をし、必要に応じて夜間照明を行い、事故防止に努めること。
- ③宅地造成等を行う区域周辺の地盤の隆起その他等変動が生じないように必要な措置を講ずること。
- ④太陽光発電事業に関する工事において、工事中の災害を発生しないよう、工作物の設置に先行して、適切に防災施設を設置するなど必要な措置を講ずること。

第10章 開発許可を受けた工事（みなし許可）

（法第15条第2項、第34条第2項）

（許可の特例）※宅造区域

法第15条

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）※宅造区域

法第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～4 （略）

5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

（完了検査等）※宅造区域

法第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4～5 （略）

（許可の特例）※特盛区域

法第34条

2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区

域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等) ※特盛区域

法第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～4 (略)

5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(完了検査等) ※特盛区域

法第36条 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4～5 (略)

〈解説〉

1 開発許可によるみなし許可の概要

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。また、みなし許可を受けた工事では、都市計画法に基づく変更許可についても、盛土規制法による変更許可を受けたものとみなされます。さらに、盛土規制法に基づく完了検査も不要となります。

ただし、盛土規制法に基づく標識の掲示が必要になるほか、定期報告や中間検査が必要となる場合があります。

表1-10-1 みなし許可工事においても必要な盛土規制法の手続き等

No.	必要な措置等	備考
1	中間検査	第13章第1節を参照
2	定期報告	第14章を参照
3	標識の掲示	第12章第1節を参照

2 開発許可によるみなし許可になる場合の留意点

(1) 住民への周知

周辺住民への周知は、「盛土規制法第12条1項の許可の申請をするとき」に必要な手続きであるため、都市計画法の開発許可を受けたことによる盛土規制法のみなし許可の場合は適用されません。

(2) 土地所有者等の同意

都市計画法に基づく開発許可により、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる場合、許可申請手続きについては都市計画法の手続きとなるため、盛土規制法で規定する土地所有者等の同意は不要となります。

(3) 開発許可の変更許可

盛土規制法第15条第2項、第34条第2項のみなし許可は、当初の開発許可の際に盛土規制法の規制対象であったものに限り適用されます。

このため、開発許可の変更に伴い、その変更後の工事計画の内容が法の規制対象に該当することとなった場合は、改めて盛土規制法第12条第1項の許可を受ける必要があります（当初からみなし許可であった開発許可を変更する場合は、開発の変更許可により、盛土規制法も変更許可とみなされます。）。

(4) 標識の掲示の取り扱い

開発許可によるみなし許可となる工事も、盛土規制法に基づく標識の掲示が必要です。そのため、開発許可に係るものと盛土規制法に基づく許可に係るものの両方の標識が必要となります。

なお、盛土規制法に規定される標識に、開発許可において掲示すべき項目を追記する等、省令第87条に示す標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、別々の標識とせず、一体となった標識として掲示することは差し支えありません。

第 1 1 章 盛土等の行為に関連する法令との調整

〈解説〉

1 盛土等の行為に関連する法令との調整

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があり、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可を要する場合があります。

2 農地転用許可との調整

農地法に基づく農地転用については、盛土規制法等の他法令に基づく許可の見込みがなければ、許可することができません（農地法施行規則第 4 7 条第 2 号等）。一方、盛土規制法の許可要件には、農地法施行規則と同様の規定は設けられていません。

このため、農地転用等の他法令に基づく許可がなされていない場合であっても、盛土規制法の許可要件を満たしていれば、許可せざるを得ません。

しかし、実際には、農地転用許可と盛土規制法の許可という二つの許可が揃わなければ工事に着手することはできません。したがって、農地転用を行う申請者に混乱を与えないようにするためにも、行政サービスの観点から、盛土規制法に基づく許可と農地転用許可の調整を図る必要があります。

なお、盛土規制法に基づく許可については、行政手続法に基づく標準処理期間が定められているため、二つの許可を同時に行うことが困難な場合もありますが、盛土規制法の許可権者は、申請者の理解と協力を前提としつつ、可能な限り農地転用許可と同時に許可を行うこととしております。

3 他法令との調整（2 を除く）

農地転用許可以外の他法令（森林法等）に基づく許可についても、行政サービスの観点から調整を図る必要があります。そのため、盛土規制法の許可権者は、他法令の許可権者と調整を図り、同時に許可を行うよう努める必要があります。

4 調整が必要な主な関係法令

盛土規制法の許可と合わせて許可等が必要な主な関係法令は、以下のとおりですが、記載されているものに限らず、他法令、県条例、

関係市町村の条例等を含めた許可申請等の違反がないように確認する必要があります。

表1-11-1 主な関係法令

法令	所管
都市計画法	都市計画課
自然公園法	みどり自然課
自然環境保全法	
埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例	産業廃棄物指導課
森林法	森づくり課
農地法	農業政策課
農業振興地域の整備に関する法律	
砂防法	河川砂防課
地すべり等防止法	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
特定都市河川浸水被害対策法	
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	

第12章 工事施行に係る手続等

第1節 標識の掲示（法第49条）

（標識の掲示）

法第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（標識の様式及び記載事項）

省令第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第23によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第24によるものとする。

3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土置
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

〈解説〉

1 標識の掲示

工事の許可を受けた者は、当該土地の見やすい場所に、工事内容等を記載した標識を掲示する必要があります。標識を掲示することで、盛土等の工事が許可等によるものか等を外形的に明らかにします。

2 標識の記載内容等

標識の様式は、土地の形質変更に関する工事が省令様式第23、土石の堆積に関する工事が省令様式第24です。

標識には次の事項を記載します。

- ①工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- ②工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④現場管理者の氏名又は名称
- ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥工事を行う土地の区域の見取図
- ⑦盛土、切土の高さ又は土石の最大堆積高さ
- ⑧盛土、切土、土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土、切土の土量又は土石の最大堆積土量
- ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ⑪許可又は届出を担当した部局の名称及び連絡先

なお、⑥の標識に記載する見取図は、許可による土地の区域を把握できるものであれば簡素な図で足りる。例えば、許可申請時等の平面図を利用しても構いません。

3 都市計画法の開発許可によるみなし許可の工事の標識

(1) 標識の掲示の要否

標識の掲示（法第49条）は、「第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主」に対して課される手続きです。開発許可によるみなし許可等は「第12条第1項（又は第30条第1項）の許可を受けたものとみなす」等とされることから、都市計画法の開発許可によるみなし許可の工事についても、法第49条に基づく標識が必要となります。

(2) 掲示の方法等

開発許可に係るものと法に基づく許可に係るものの両方の標識が必要となります。

なお、法に規定される標識に、開発許可において掲示すべき項目を追記する等、省令第87条に示す標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、別々の標識とせず、一体となった標識として掲示することは差し支えありません。

開発許可によるみなし許可の場合、許可等に係る土地に掲示する標識に記載する許可番号は開発許可の番号を記載してください。

また、記載事項の⑪については、開発許可の担当部署を記載してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出}			済標識		
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

図 1-12-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識（様式第 2 3）

土石の堆積に関する工事の標識

← 90センチメートル以上 →

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

↑ 50センチメートル以上 ↓

図 1-12-2 土石の堆積に関する工事の標識（様式第 2 4）

第2節 工事着手の届出（細則第5条）

（着手の届出）

細則第5条 法第12条第1項の規定による許可（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）又は法第30条第1項の規定による許可（法第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、様式第3号の宅地造成等に関する工事着手届書を知事に提出しなければならない。

〈解説〉

1 工事着手の届出

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したとき、速やかに工事着手届書を提出する必要があります。

なお、都市計画法に基づく開発許可（みなし許可）の工事については、本条の着手の届出の対象から除かれています。

2 着手届出書に添付する書類

許可を受けた者は、着手届出書とともに、法第49条の規定に基づき工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真及び工事に着手した状況を明らかにする写真を添付する必要があります。

第3節 変更の許可（法第16条、第35条）

（変更の許可等）※宅造区域

法第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。

5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

（変更の許可等）※特盛区域

法第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第38条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第30条第1項の許可の内容とみなす。

5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

（変更の許可の申請）※宅造区域

省令第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその

内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請) ※特盛区域

省令第67条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

〈解説〉

1 変更許可の概要

工事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、軽微な変更を除き、変更の許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、当初の工事の許可手続に準じて、許可基準、許可に付する条件、許可事項の公表や関係市町村長への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、完了検査等が必要となります。

また、内容に応じて中間検査、定期報告が必要となります。

軽微な変更は第4節
を参照

2 開発許可によるみなし許可の工事の内容を変更する場合

法第15条第2項、第34条第2項に基づきみなし許可となっている開発許可を受けた工事については、都市計画法に基づく変更の開発許可を受ければ、法による変更許可があったものとみなされます。

ただし、法第16条第5項、第35条第5項の変更のみなし許可は、当初の開発許可の際に法の規制対象であったもの（法第15条第2項、第34条第2項に基づき許可があったとみなされたもの）に限り適用されます。

このため、当初は法の規制対象である宅地造成、特定盛土等に該当しない工事が、開発許可の変更に伴い、法の規制対象に該当する

こととなった場合は、改めて法第12条第1項の許可を受ける必要があります。

3 変更許可の手続

変更の許可を受ける場合には、表1-12-1の書類を提出する必要があります。

表1-12-1 変更の許可の提出書類

No.	土地の形質変更に関する工事	土石の堆積に関する工事
1	申請書（別記様式第7）	申請書（別記様式第8）
2	工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	

4 スtockヤード等（土石の堆積）の5年以内に除却できない工事の変更許可

土石の堆積の期間は5年以内としているため、基本的には当該期間内（実際には許可された期間内）に土石の堆積を除却することとなります。

しかし、ストックヤード業など、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、変更の許可が必要になります。

変更の許可をする場合においては、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を確認すること等により、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認した上で、工事の期間が変更の許可の日から5年以内であることを改めて確認します。具体的には次のような視点で確認します。

- ①これまでの許可申請書に記載された搬入・搬出量等と定期報告等により把握した実態が乖離していないか
- ②変更申請内容の実施が見込まれるか

なお、明らかに土石が長期間放置されているものは、土石の堆積として許可し続けることは妥当ではありません。

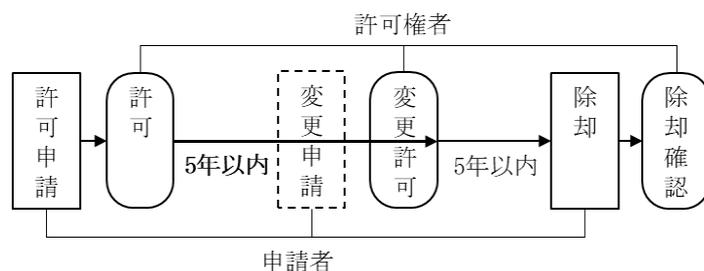


図1-12-3 変更許可による期間の延長

第4節 軽微な変更（法第16条第2項、第35条第2項）

（変更の許可等）※宅造区域

法第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の許可等）※特盛区域

法第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（軽微な変更）※宅造区域

省令第38条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

（軽微な変更）※特盛区域

省令第68条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第1項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第2項各号に掲げるものとする。

（軽微な変更の届出）

細則第6条 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による届出は、様式第4号の宅地造成等に関する工事の変更届出書により行わなければならない。

〈解説〉

1 軽微な変更の届出の概要

工事の許可を受けた者は、工事の計画の変更の内容が「軽微な変更」に該当する場合は、軽微な変更をしたときに遅延なく、その旨を届け出る必要があります。

軽微な変更該当する場合は、変更許可の申請は不要です。

2 軽微な変更該当する事項

(1) 土地の形質変更の場合

- ①工事主、設計者、工事施行者の氏名、名称、住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更

(2) 土石の堆積に関する工事

- ①工事主、設計者、工事施行者の氏名、名称、住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

3 軽微な変更の届出手続

軽微な変更の届出は、変更届出書（細則様式第4号）により提出します。

合わせて、工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合は、変更した内容を確認することができる書類（住民票の写し、登記事項証明書等）を添付します。

第5節 工事の廃止の届出 (細則第8条)

(廃止の届出)

細則第8条 法第12条第1項による許可(法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。)又は法第30条第1項の規定による許可(法第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。)を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、速やかに、様式第6号の宅地造成等に関する工事廃止届出書を知事に提出しなければならない。

〈解説〉

1 廃止届出の概要

工事の許可を受けた者は、当該工事を廃止しようとするときは、その工事を廃止する前に、速やかに工事廃止届出書(細則様式第6号)を提出する必要があります。

工事を廃止しようとするときは、あらかじめ県に相談してください。工事の途中段階で、災害防止措置が不十分な場合は必要な措置を求めることとなります。

2 廃止届出の手続き

廃止の届出は、工事廃止届出書(細則様式第6号)により提出します。

合わせて、宅地造成等の工事を行っている(する予定の)土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

第13章 検査等

第1節 中間検査（法第18条、第37条）

（中間検査）※宅造区域

法第18条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（中間検査）※特盛区域

法第37条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができ

ない。

- 4 都道府県は、第1項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）※宅造区域

政令第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

（特定工程等）※宅造区域

政令第24条 法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

- 2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

（中間検査を要する特定盛土等の規模等）※特盛区域

政令第32条 法第37条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号掲げるものとする。

- 2 法第37条第1項の政令で定める工程は、第24条第1項に規定する工程とする。
- 3 前項に規定する工程に係る法第37条第3項の政令で定める工程は、第24条第2項に規定する工程とする。

（中間検査の申請期間）※宅造区域

省令第45条 法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終了日から4日以内とする。

（中間検査の申請）※宅造区域

省令第46条 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中

間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式) ※宅造区域

省令第47条 法第18条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第14とする。

(中間検査の申請期間) ※特盛区域

省令第75条 法第37条第1項の主務省令で定める期間は、第45条に規定する期間とする。

(中間検査の申請) ※特盛区域

省令第76条 法第37条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式) ※特盛区域

省令第77条 法第37条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第14とする。

〈解説〉

1 中間検査の概要

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査です。

許可を受けた者は、政令で定める規模の工事（下記2(1)）において、政令で定める工程（特定工程。下記2(2)。）を含む工事を行ったときは、中間検査を受ける必要があります。

なお、土石の堆積に関する工事は、中間検査の対象外です。

2 中間検査の対象となる工事

中間検査の対象となる工事は、次の(1)及び(2)に該当するものです。都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可の工事も、(1)及び(2)に該当する場合は、法に基づく中間検査が必要となります。

みなし許可は第10章
を参照

(1) 中間検査を要する工事の規模

中間検査を要する工事の規模は次の①～⑤です。

- ①盛土高2m超の崖を生ずるもの
- ②切土高5m超の崖を生ずるもの
- ③盛土と切土を同時に行い高さ5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く。）
- ④盛土高5m超となるもの（①、③を除く。）
- ⑤盛土又は切土する土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く。）

(2) 中間検査の対象となる特定工程

中間検査は特定工程に対して行うものです。工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査は不要です。

政令では、造成工事において構造物の安全性に地下水位が大きく関係することから「盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程」を中間検査の対象となる特定工程としています（図1-13-1）。

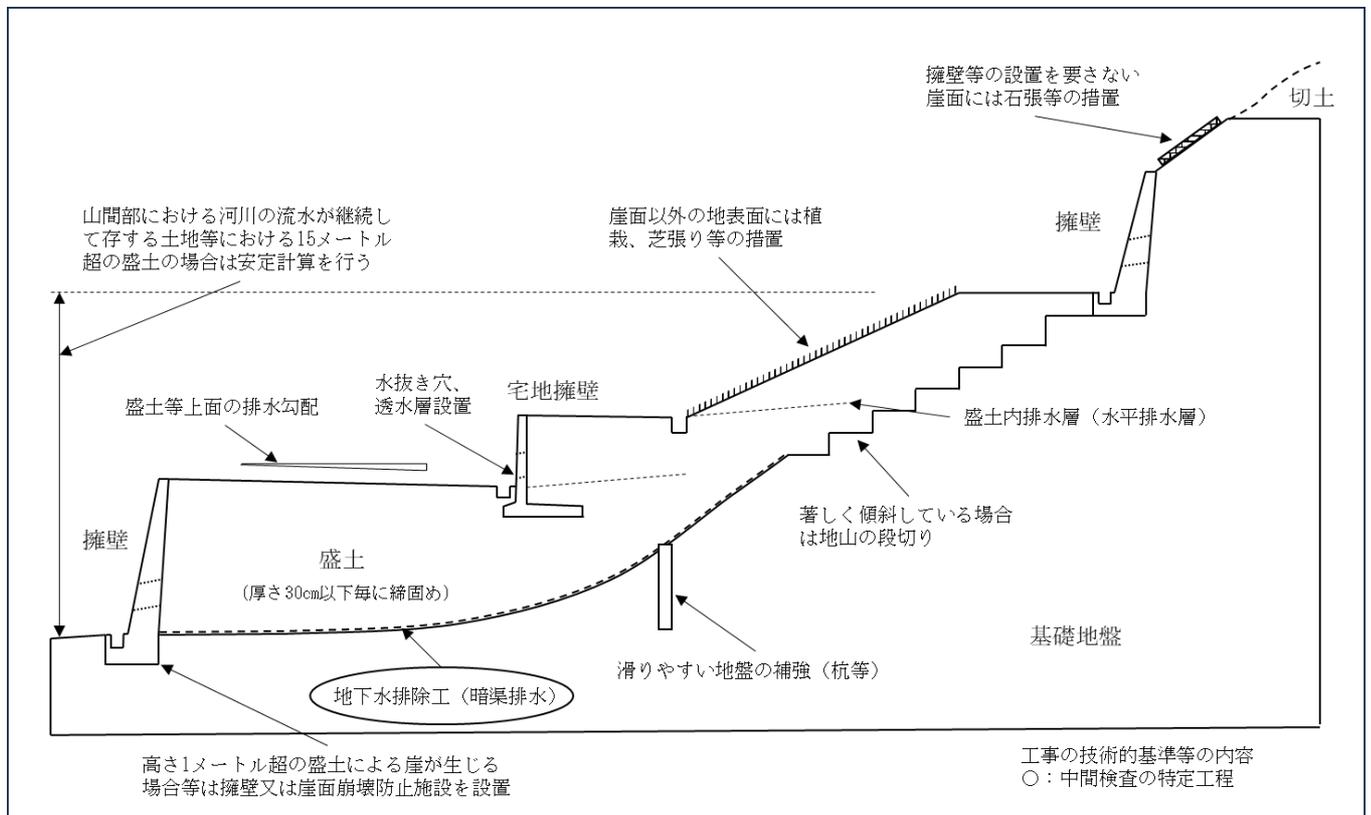


図1-13-1 中間検査の対象となる工事のイメージ

3 中間検査の手続

(1) 申請

中間検査は、特定工程を含む工事を終わった日から4日以内に申請が必要となります。中間検査を申請する場合は、中間検査申請書（省令別記様式第13）と検査対象工程に係る工事の内容を明示した平面図を提出する必要があります。

申請の期限が土日祝日にあたる場合は、翌営業日が期限となります。

(2) 検査方法

中間検査は現地立合によることを基本としていますが、書類及び写真又はリアルタイムの映像データを用いた遠隔臨場により、現地立合同等の検査が可能な場合は、現地での検査に代えることができるものとします。

(3) 検査項目

中間検査は下の表の検査項目の欄に記載した項目について、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。確認結果は写真等で記録します。

なお、下の表の検査密度については、工事の規模に応じて、検査員が増減をする場合があります。

表1-13-1 地下水排水施設に係る中間検査の項目等

検査項目	検査密度	検査方法
①排水管の位置、種類	40メートルにつき 1箇所	①平面図と照合、写真等による確認
②排水管の材料、形状		②材料等の確認
③排水管の内法寸法		③内法の計測
④排水管の勾配		④勾配の計測(延長と深さ)

排水施設の技術的基準は政令第16条を参照

(4) 検査時の着眼点

排水施設の検査における着眼点は以下のとおりです。

表 1-13-2 中間検査時の着眼点

共通	①排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか ②排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ③排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
盛土工事	④現況地盤からの湧水は適切に処理されているか ⑤溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか
切土工事	④湧水は適切に処理されているか ⑤溝掘りは適切に施工されているか

出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ], p. 594

(5) 中間検査合格証の交付と特定工程後の工程の着手

検査員は、特定工程の工事が、許可内容とおりであるか、法が定める技術的基準に適合しているかどうかを検査します。

検査において適合していると認められた場合は、知事は中間検査合格証を交付します（省令別記様式第14）。

中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程である「排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事」に着手することはできません。

4 その他

中間検査を申請せずに工事を施行した場合等は、監督処分や罰則の対象になります。

第2節 完了検査等（法第17条、第36条）

（完了検査等）※宅造区域

法第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（完了検査等）※特盛区域

法第36条 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査の申請期間) ※宅造区域

省令第39条 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(完了の検査の申請) ※宅造区域

省令第40条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式) ※宅造区域

省令第41条 法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第10とする。

(確認の申請期間) ※宅造区域

省令第42条 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(確認の申請) ※宅造区域

省令第43条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式) ※宅造区域

省令第44条 法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第12とする。

(完了検査の申請期間) ※特盛区域

省令第69条 法第36条第1項の主務省令で定める期間は、第39条に規定する期間とする。

(完了検査の申請) ※特盛区域

省令第70条 法第36条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式) ※特盛区域

省令第71条 法第36条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第10とする。

(確認の申請期間) ※特盛区域

省令第72条 法第36条第4項の主務省令で定める期間は、第42条に規定する期間とする。

(確認の申請) ※特盛区域

省令第73条 法第36条第4項の検査を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式) ※特盛区域

省令第74条 法第36条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第12とする。

〈解説〉

1 完了検査等の概要

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質変更に関する工事の完了検査では、当該工事が許可の内容や技術的基準に適合していることを確認し、問題なければ検査済証を交付します。しかし、許可申請の内容と相違があった場合等は、検査結果は不合格となります。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

中間検査で合格証が交付された工事範囲については、完了検査の確認は不要です。

2 開発許可によるみなし許可の工事

都市計画法に基づく開発許可により許可を受けたとみなされた工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、盛土規制法の完了検査を受検する必要はありません。

3 完了検査の手続

(1) 申請

完了検査・確認は、工事が完了した日から4日以内に申請が必要となります。土地の形質変更に関する工事の完了検査を申請する場合は、完了検査申請書（省令別記様式第9）を提出する必要があります。土石の堆積に関する工事の確認を申請する場合は、確認申請書（省令別記様式第11）を提出する必要があります。

申請期限が土日祝日に当たる場合は、翌営業日が期限となります。

(2) 検査方法

完了検査は、現地立会によることを基本としていますが、書類及び写真又はリアルタイムの映像データを用いた遠隔臨場により、現地立会と同等の検査が可能な場合は、現地での検査に代えることができるものとします。

(3) 検査項目

土地の形質変更に関する完了検査は表1-13-3の項目について、申請内容や技術的基準に適合していることを確認します。検査は、現地での計測や目視による確認のほか、施工状況の書類（図面や写真等）により確認します。

なお、中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

(4) 検査済証、確認済証の交付

検査、確認において問題ない場合は、知事は検査済証（省令別記様式第10）、確認済証（省令別記様式第12）を交付します。

4 部分検査

土地の形質変更に関する工事が全て完了していない場合でも部分検査を行うことができます。

部分検査は、対象区間ごとに検査申請を受け、検査済証を交付します。なお、許可対象の盛土等の計画が変更されているわけではないため、変更許可申請は不要です。

5 その他

(1) 完了検査前の建築物工事

法に係る完了検査を申請する前に、あるいは検査済証の交付を受ける前に、建築物の工事に着手することは、法では制限していないため、完了検査を受けることに支障がない範囲であれば可能です。

(2) 監督処分等

完了検査等を申請しない場合は、監督処分や罰則の対象になります。

表 1-13-3 完了検査の項目等

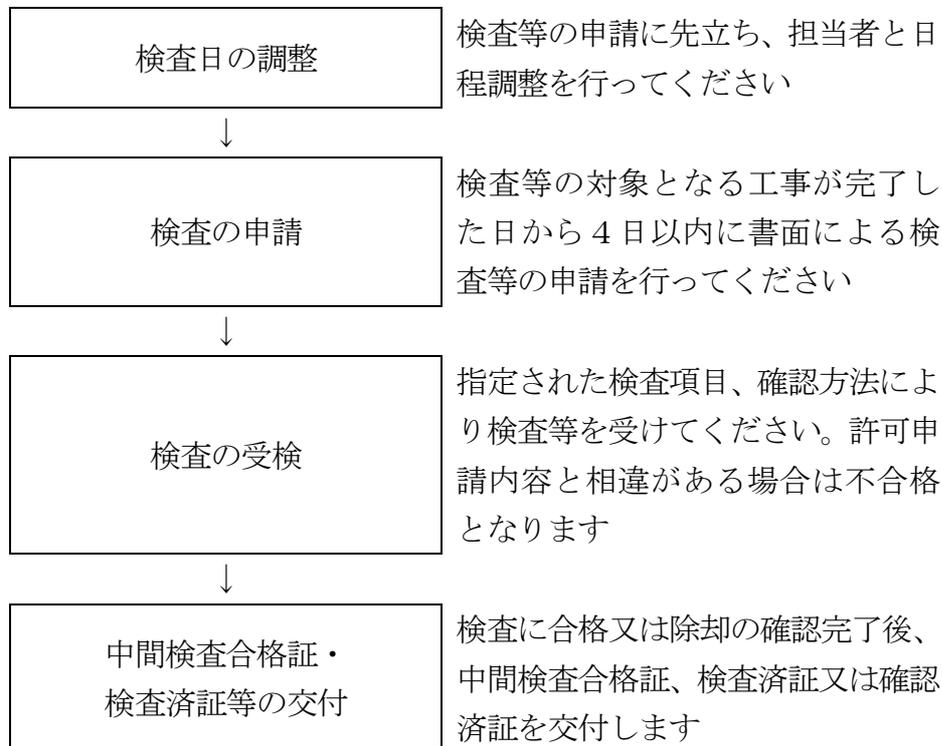
工種	項目	判断基準	検査方法
			関連書類
盛土	高さ	計画高さ	平面図・断面図(完成形)
	勾配	計画勾配	
	盛土材料	計画材料	受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度(最大乾燥密度90%以上)	試験結果(締固め度)
		まき出し厚さ(おおむね30cm以下)	締固め状況書類(写真等) (まき出し厚さ・転圧回数)
		転圧回数	
原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	基盤状況書類(写真等)	
切土	高さ	計画高さ	平面図・断面図(完成形)
	勾配	計画勾配	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	切土状況書類(写真等)
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	
擁壁	擁壁形式	計画形式	擁壁状況書類 (図面・写真・納品書等)
	擁壁形状	計画形状(材料、寸法等)	擁壁状況書類 (図面・写真等)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	基盤状況書類(写真等)
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等	配筋状況書類(写真等)
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等	水抜き穴状況書類(写真等)
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式	施設状況書類(図面・写真等)
	施設形状	計画形状	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	基盤状況書類(写真等)
	施設構造	計画構造(材料、寸法等)	施設状況書類(写真等)
排水施設	施設配置	計画配置(位置、延長、間隔、勾配等)	施設状況書類(図面・写真等)
	施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)	施設状況書類(写真等)
崖面の保護	保護工種別	計画種別	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	
崖面以外の 地表面の保護	保護工種別	計画種別	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	
防災措置	防災措置の種別	計画種別	防災措置状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	

出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]一部加工, p. 600

第3節 検査等の流れ

〈解説〉

土地の形質変更に関する検査（中間、完了）又は土石の堆積に関する除却の確認（以下「検査等」という。）の受検の流れは以下のとおりです。



第14章 定期報告

(法第19条、第38条)

(定期の報告) ※宅造区域

法第19条 第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(定期の報告) ※特盛区域

法第38条 第30条第1項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模) ※宅造区域

政令第25条 法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模) ※特盛区域

政令第33条 法第38条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第38条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

(定期の報告) ※宅造区域

省令第48条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間) ※宅造区域

省令第49条 法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

(定期の報告の報告事項) ※宅造区域

省令第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限りものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等(法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。)に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量

(定期の報告) ※特盛区域

省令第78条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

する者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間) ※特盛区域

省令第79条 法第38条第1項の主務省令で定める期間は、第49条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

省令第80条 法第38条第1項の主務省令で定める事項は、第50条第1項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第2項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第3項各号に掲げる事項について行うものとする。

(定期の報告)

細則第7条 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、様式第5号の宅地造成等に関する工事の定期報告書により行わなければならない。

〈解説〉

1 定期報告の概要

許可を受けた者は、その計画が政令で定められた規模の工事に該当する場合は、工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を、定期的に報告する必要があります。都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可の工事も、定期報告を要する工事の規模の場合は、定期報告をする必要があります。

定期報告は、許可を受けた時点から、3か月ごとに行う必要があります(休止中の工事、着手前や準備工などの現場が動いていない場合でも定期報告は必要です)。

なお、許可を受けた時点から3か月を超えない期間内に工事が完了する場合には、定期報告は必要ありません。

報告時期は前回報告から3か月以内に行う。

2 定期報告を要する工事の規模

定期報告を要する工事の規模は、政令第25条、第33条に規定されており、具体的には次のとおりです。

表1-14-1 定期報告を要する工事の規模

対象の工事	工事の規模
土地の形質変更	①盛土高2メートル超の崖を生ずるもの ②切土高5メートル超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い高さ5メートル超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土高5メートル超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土する土地の面積が3,000平方メートル超となるもの（①～④を除く）
土石の堆積	①最大時の堆積高5メートル超かつ面積が1,500平方メートル超となるもの ②最大時に堆積する面積3,000平方メートル超となるもの（①を除く）

3 定期報告の報告事項等

定期報告は、定期報告書（細則様式第5号）を用いて、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して報告する必要があります。

定期報告書に記載する事項は以下のとおりです。

表1-14-2 定期報告書に記載する事項

対象の工事	記載する事項
共通	①工事が施行される土地の所在地 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日（二回目以降の報告時）
土地の形質変更	④報告の時点における盛土又は切土の高さ ⑤報告の時点における盛土又は切土の面積 ⑥報告の時点における盛土又は切土の土量 ⑦報告の時点における擁壁等の施行状況
土石の堆積	④報告の時点における土石の堆積の高さ ⑤報告の時点における土石の堆積の面積 ⑥報告の時点における堆積されている土石の土量 ⑦前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（二回目以降の報告時）

第15章 許可に基づく地位の承継

〈解説〉

1 一般承継

(1) 一般承継の手続

工事の許可を受けた者の相続人等の一般承継人は、被承継人が有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。

地位を承継した者は、法第16条第2項、第35条第2項に基づき、軽微な変更として、遅滞なく、県知事に届出を行う必要があります。

「一般承継人」とは、許可を受けた者が自然人の場合はその相続人を指し、許可を受けた者が法人の場合は、合併後存続する法人（吸収合併の場合）又は合併により新たに設立された法人（新設合併の場合）を指します。

(2) 一般承継人に工事を行う意思がないとき

一般承継人に工事を行う意思がないときは、工事廃止届出書（細則様式第4号）を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させる必要があります。

工事の廃止は第12章第5節を参照

2 特定承継

特定承継については法に規定がないため、新規に許可を取得する必要があります。

なお、都市計画法に基づく開発許可により、許可を受けたとみなされた工事に係る特定承継については、都市計画法の規定が適用になります。

第16章 監督処分

(法第20条、第39条)

(監督処分) ※宅造区域

法第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで施行する工事

二 第12条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第13条第1項の規定に適合していない工事

四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地

三 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、

当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
 - 一 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 二 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認することができないとき。
 - 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

（監督処分）※特盛区域

法第39条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。
 - 一 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けないで施行する工事
 - 二 第30条第3項（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
 - 三 第31条第1項の規定に適合していない工事
 - 四 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事
- 3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の

所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けずに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

二 第36条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第31条第1項の規定に適合していないと認められた土地

三 第36条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わずに、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(災害防止措置に係る費用負担) ※宅造区域

省令第51条 都道府県知事は、法第20条第6項（法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(災害防止措置に係る費用負担) ※特盛区域

省令第81条 都道府県知事は、法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

〈解説〉

1 監督処分等の概要等

(1) 監督処分の概要

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われている工事について、許可制度上の違反がある場合（無許可、許可基準違反、その許可に付した条件に違反等）には、監督処分（許可取消処分、工事施行停止命令、災害防止措置命令等）を行うことができます。

監督処分は、不法盛土等を是正し、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止又はその被害を最小限に食い止めるために許可権者に認められた権限です。

技術的助言第4の8

(2) 不法盛土等の類型ごとの発出可能な監督処分と命令可能な相手方

不法盛土等の類型ごとの発出可能な監督処分と命令可能な相手方は以下の表のとおりです。

不法・危険盛土等への対処
方策ガイドライン(p. 3-41)

表1-16-1 監督処分と命令可能な相手方

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	検査等未受検	土石の除却未完了	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他の不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除却が未完了	
工事中、工事施行後の条件無し							
許可取消処分 (法第20(第39条)第1項)		○	○				工事主 (許可を受けた者/条件に違反した者)

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	検査等未受検	土石の除却未完了	
定義	許可を受けずに工事を施行	偽りその他の不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除却が未完了	
工事中の場合							
工事施行停止命令/災害防止措置命令 (法第20(第39条)第2項)	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者
緊急の工事施行停止命令 (法第20(第39条)第4項)	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者/工事に従事する者
工事施行後の場合							
土地使用制限・禁止命令/災害防止措置命令 (法第20(39条)第3項)	○			○	○	○	土地の所有者・管理者・占有者/工事主

2 許可の取消処分（法第20条第1項、第39条第1項）

(1) 要件

- ① 偽りその他不正な手段により許可を受けたこと
偽りその他不正な手段とは、許可申請時の申告内容を偽るなど、偽りその他不正な手段を用いて盛土等に関する工事又は工事の計画変更の許可を受けることです。
例えば、土地の形状、勾配、土質等を偽り、災害の防止上必要な措置を軽減した設計図書を提出して県知事の許可を受けた場合、政令で定める資格を有しない者の設計であるにもかかわらず、資格を有する者の名を詐称して許可を受けたような場合、工事を行うために必要な資力及び信用を詐称した場合、工事を完成するために必要な能力を詐称した場合、又は土地所有者等の同意書を詐称した場合等です。
- ② 許可に付した条件に違反したこと
工事の施行に伴う災害を防止するために、県知事が許可に付した条件に違反することです。

(2) 命令可能な相手方

- ① 偽りその他不正な手段により許可を受けた者（工事主）
- ② 許可に付した条件に違反した者（工事主）

3 工事施行停止命令・災害防止措置命令（法第20条第2項各号、第39条第2項各号）

(1) 要件

規制区域内において行われている盛土等に関する工事で、次のいずれかの工事に該当すること

- ① 無許可工事（第1号）
許可を受けないで施行する工事
- ② 許可に付した条件に違反する工事（第2号）
工事の施行に伴う災害を防止するために県知事が許可に付した条件に違反する工事のこと
- ③ 技術的基準の規定に適合していない工事（第3号）
盛土等に関する工事において、技術的基準に従い、擁壁等の設置その他盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置が講じられていない工事
- ④ 中間検査を申請しないで施行する工事（第4号）

(2) 命令可能な相手方

- ① 当該工事主
- ② 当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）
- ③ 現場管理者

4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令（法第20条第3項各号、第39条第3項各号）

(1) 要件

規制区域内の土地で、次のいずれかの土地に該当すること

- ① 無許可で盛土等に関する工事が施行された土地（第1号）
盛土等に関する工事又は工事の計画の変更の許可を受け
ないで工事が施行された土地
- ② 完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質変
更に関する工事が技術的基準の規定に適合していないと認
められた土地（第2号）
- ③ 土石の除却に関する完了確認を申請しない又は完了確認
の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認
められた土地（第3号）
- ④ 中間検査を申請しない土地の形質変更に関する工事が施
行された土地（第4号）

(2) 命令可能な相手方

- ① 当該土地の所有者
- ② 当該土地の管理者
- ③ 当該土地の占有者
- ④ 当該工事主

なお、土地所有者等の同意なく盛土等に関する工事が施行された場合であっても、盛土等に伴う災害を防止するため、土地

所有者に対して、土地使用禁止命令及び土地使用制限命令を行う場合があります。

5 「3 工事施行停止命令・災害防止措置命令」と「4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令」の監督処分の使い分け

「3 工事施行停止命令・災害防止措置命令」の監督処分は「現に行われている工事」を、「4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令」の監督処分は「既に工事が施行された土地」を対象とします。

工事が中断されている場合や工事が中断されているか否か不明確な場合において、工事主等を確認できないとき、又は工事主等を確認したが、工事が再開される見込みがないときは、既に工事が施行されたものと整理し、「4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令」の監督処分を行います。

6 緊急の工事施行停止命令（法第20条第4項、第39条第4項）

(1) 要件

① 「3 工事施行停止命令・災害防止措置命令（法第20条第2項各号、第39条第2項各号）」のうち、工事の施行の停止を命じようとする場合であること

② 緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないと認められるときであること

「緊急の必要」とは、弁明の機会を与えることができないほど切迫している状態であり、災害防止のため緊急に工事施行停止が必要な場合をいいます。

例えば、以下のような場面には、「緊急の必要」があると認められます。

- ・現に技術的基準に違反しており、盛土等が崩壊するおそれがある場合
- ・施行中の盛土等に、ひび割れや小規模な崩壊等が確認される場合
- ・弁明の機会を付与している間、工事が進行すれば、盛土等が崩壊するおそれがある場合
- ・降雨等が予見され、盛土等が崩壊するおそれがある場合

③ 法第20条第2項、第39条第2項に規定する工事に該当することが明らかな場合であること

(2) 命令可能な相手

- ① 当該工事主
- ② 当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）
- ③ 現場管理者
- ④ 工事従事者（上記①～③の者が現場にいないとき。）

7 行政代執行（法第20条第5項、第39条第5項）

行政代執行法第2条は、行政代執行の要件として、①他の手段によってその履行を確保することが困難であること（補充性の要件）及び②不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること（公益性の要件）を挙げていますが、法では、法第20条第5項第1号から第3号まで、法第39条第5項第1号から第3号までに定める要件を満たしている場合には、代執行可能として、行政代執行法の特例を定めています。

具体的な内容は、以下の表のとおりです。

表1-16-2 行政代執行の要件

行政代執行の種類	要件	補足事項
(参考) 一般代執行 (行政代執行法第2条)	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によってその履行を確保することが困難であり（補充性の要件） ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき（公益性の要件）	・一般法においては、③補充性の要件や④公益性の要件に該当するか、行政の判断が必要
緩和代執行 (本法第20条第5項第1号 〔法第39条第5項第1号〕)	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1期限までに措置を講じないとき ②-2措置を講じても十分でないとき ②-3措置を講ずる見込みがないとき	・行政代執行法第2条の特例として、①及び②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行が可能 ※「①災害防止措置を講ずべきことを命令」していることをもって、補充性の要件や公益性の要件に該当 ※②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行法の「②義務者がこれを履行しない場合」の要件に該当
略式代執行 (本法第20条第5項第2号 〔法第39条第5項第2号〕)	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなく、当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき	・行政代執行法第2条の特例として、十分な調査を行っても命ずべき者を特定することができないときは、相当の期間を定めて、あらかじめ公告することで、行政代執行が可能
特別緊急代執行 (本法第20条第5項第3号 〔法第39条第5項第3号〕)	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき	・行政代執行法第2条の特例として、①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っている、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、行政代執行が可能

8 行政代執行費用の負担（法第20条第6号、第39条第6号）

災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、これに要した費用について、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができます。費用を負担させる場合には、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示します。

9 行政代執行費用の徴収（法第20条第7号、第39条第7号）

費用の徴収については、行政代執行法第5条の規定が準用されています。

そのため、費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければなりません。

第17章 土地の保全等

(法第22条、第41条)

(土地の保全等) ※宅造区域

法第22条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第1項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地の保全等) ※特盛区域

法第41条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第1項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

〈解説〉

1 土地の保全努力義務の概要

法において、規制区域内の盛土等が行われた土地の所有者等は、盛土等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないとされています。

許可不要となった盛土等についても、規制対象の場合には、土地の所有者等に対して土地の保全努力義務が課せられます。また、規制区域の指定前に行われた盛土等も含まれます。

盛土等の安全対策
推進ガイドライン及
び同解説を参照
(p.4-2、4-3)

2 盛土等の維持管理

(1) 維持管理の主体

盛土等の維持管理は、規制区域内の盛土等が行われた土地の所有者等が行います。また、土地の所有者等が複数に分かれる場合

は、個々の土地の所有者等が自ら所有する土地を維持管理するとともに、互いに連携しながら盛土等全体を維持管理することが重要です。

(2) 維持管理の内容

盛土等の維持管理は、日常的に点検や清掃等を実施し、必要に応じて盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置を行います。日常的な維持管理の内容や実施頻度は表 1-1 7-1 を参照ください。

3 勧告（法第 22 条第 2 項、法第 41 条第 2 項）

(1) 勧告の概要・趣旨

災害の防止のため必要があると認める場合は、土地所有者等に対し必要な措置をとることを勧告します。

(2) 要件

勧告の要件は「災害の防止のため必要があると認める場合」です。「災害の防止のため必要があると認める場合」とは、「技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度」に反すると認められるときであり、災害のおそれを客観的に判断することまでは要しないとされています。

また、勧告は、改善命令に相当する危険な状態となる前に修繕等を行う、予防的観点も含まれます。

(3) 勧告可能な相手方

勧告は、法第 22 条第 1 項とは異なり、具体的な処置を求めるものであることから、勧告可能な相手方は、土地所有者等のほか、「工事主又は工事施行者」もその対象に含まれています。

表 1-17-1 日常的な維持管理の内容や実施頻度

目的	対象箇所	日常的な維持管理の内容	点検、清掃頻度	大地震時、豪雨時の点検	
				大地震後	豪雨前後
災害発生 の兆候の把握	盛土上面、盛土(切土)のり面、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 盛土上面や盛土(切土)のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 のり面地山からの湧水 	年2回程度	○	○
	排水施設(地表水、地下水)	<ul style="list-style-type: none"> 盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか 			○
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化(水位上昇の有無)を確認^{※1} 			○ ^{※2}
災害防止 措置の機能維持	抑止工(地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工)	<ul style="list-style-type: none"> グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認 抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施^{※1} 		○	
	のり面保護工(モルタル吹付工、コンクリート枠工等)、擁壁工	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁やのり面上にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修 	○		
	崖面崩壊防止施設(大型かご枠工)、かご工(ふとんかご工)	<ul style="list-style-type: none"> 大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認^{※3} 鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討 	○	○	
	植生工	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 立地条件や必要性に応じた補植や密度調整(伐採)の実施 	○	○	
	排水施設(地表水、地下水)	<ul style="list-style-type: none"> 盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 地下水排除工(暗渠工)の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施^{※1} 		○	

※1 実施方法等は専門家に相談が必要。

※2 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい。

※3 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変状とは扱わない。

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説, p. 4-4

第18章 改善命令

(法第23条、第42条)

(改善命令) ※宅造区域

法第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部または一部を行うことを命ずることができる。

3 第20条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(改善命令) ※特盛区域

法第42条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆

積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第39条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

〈解説〉

1 改善命令の概要等

(1) 改善命令の概要・趣旨

改善命令については、原則として、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となります。

これは、法において、規制区域内にある盛土等について、規制区域指定前に行われたものも含めて、土地所有者等に対して、当該土地を常時安全な状態に維持する努力義務を課しているものです。災害の発生するおそれがあることが明らかな場合には、自らが所有、占有又は管理する土地について、他人に危害を与えないようにする社会的責任の観点から、土地所有者等に対して、必要最小限の予防工事を命令できるようにするとともに、土地所有者等のほかに、原因行為者がいる場合には、公平の観点から、当該原因行為者に対しても、命令できるように規定しているものです。

(2) 改善命令の基本的な考え方

造成時期に関わらず土地所有者等に対して土地の保全等の努力義務が課せられていることから、災害の発生のおそれがある場合には、土地所有者等の故意過失を問わず、公共の福祉の理念から、私権を不当に侵害しない範囲において、災害発生のおそれを除去するために必要な最小限度の予防工事を命令します。

2 法第23条第1項、法第42条第1項に基づく改善命令

(1) 要件

- ① 盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であること、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは必要な措置が極めて不十分であること

- ② 上記①の状態を放置すると災害発生のおそれ大きいと認められる場合であること（「災害発生のおそれ」とは、単に主観的に危惧が感ぜられるだけでなく客観的（技術的な観点からみて）な可能性があることを指す。）

(2) 命令可能な相手方

当該土地（又は擁壁等）の所有者、管理者及び占有者

3 法第23条第2項、法第42条第2項に基づく改善命令

(1) 要件

- ① 前記2に該当する場合で、その災害の発生のおそれが土地所有者等以外の者による盛土等に関する不完全な工事その他の行為が原因であることが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。）に災害防止のための措置の全部又は一部を行わせることが相当であると認められること

土地所有者等以外の者による「盛土等に関する不完全な工事その他の行為」とは、土地所有者等の土地について前所有者や請負人の行った粗悪な造成工事が含まれ、また、隣地における排水施設の毀損など、当該土地以外の付近地において行われたものも含まれること

- ② その行為をした者に災害防止のための措置を行わせることについて、土地所有者等に異議がないこと

(2) 命令可能な相手方

盛土等に関する不完全な工事その他の行為をし、災害の発生のおそれを生じさせた者

4 行政代執行（法第23条3項、第42条3項）

改善命令をした場合、監督処分 of 行政代執行の規定が準用されています（法第20条第5項～第7項、法第39条第5～第7項）。

第19章 立入検査

(法第24条、第43条)

(立入検査) ※宅造区域

法第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入検査) ※特盛区域

法第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〈解説〉

1 立入検査の概要

立入検査は、法による行政処分等を行うために必要がある場合に、法第24条、法第43条に基づき盛土等に関する工事が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査するものです。

2 立入検査の要件

立入検査は、法に基づく権限の行使に必要がある場合に行うものです。具体的には次のとおりです。

① 宅地造成等に関する工事の許可（法第12条第1項、法第16条第1項、法第30条第1項、法第35条第1項）

- ② 完了検査検査済証又は中間検査合格証等の交付（法第17条第1項若しくは第4項、法第18条第1項、法第36条第1項若しくは第4項、法第37条第1項）
- ③ 監督処分（法第20条第1項から第4項、法第39条第1項から第4項）
- ④ 改善命令（法第23条第1項若しくは第2項、法第42条第1項若しくは第2項）

3 立入検査内容

実施可能な検査内容は、当該土地の測量による地積、勾配等の検査、圧密等による土質の検査、コンクリート強度試験による材料検査、その他現況観察検査等のほか、ボーリングによる検査や掘削調査を実施する場合があります。

4 立入検査に関する罰則規定

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者には、法第56条第4項に、拘禁刑の場合は1年以下、罰金は300万円以下と規定されています。

また、法第60条において法人重科を措置しており、法人については罰金300万円以下と規定されています。

5 立入検査における身分証明書の携帯

立入検査においては、職員は身分証明書を携帯します。

なお、法第24条、法第43条に規定される立入検査を実施する「その職員」には、職員が検査を実施するに当たり必要な専門の委託業者も含まれます。

第20章 報告の徴取

(法第25条、第44条)

(報告の徴取) ※宅造区域

法第25条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は所有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

(報告の徴取)

法第44条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

〈解説〉

1 報告徴取の概要・趣旨

報告徴取は、土地又はその土地で行われている盛土等行為の工事の状況について報告を求め、現状把握を行い、違法性及び危険性を判断するために実施するものです。

規制区域内の土地における盛土等に伴う災害の防止は、都道府県知事等の責務でもあり、災害が生じないように常時現状を把握して監視する必要があることから、報告徴取の権限が認められています。このように報告徴取は、その趣旨から災害発生の防止のため広く必要な場合に実施するものです。

2 報告徴取可能な相手方

報告徴取が可能な相手方は、「規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者」です。

「管理者」とは、当該土地を管理する者を広く意味し、所有者、占有者と重なることもあります。

「占有者」は、「盛土等が行われている土地を事実上支配する者」であって、当該土地における盛土等の工事に関わる者や工事後に土地を使用している者などを指します。

現に施行中の工事においては、「工事主」や「工事施行者」も含めて、盛土等の工事に関わる者が「管理者」又は「占有者」に該当します（現場作業員がいる場合、作業員を被用者として使用している「雇用主」も盛土等の工事に関わる者に含まれます。）。

工事施行後においては、土地所有者の同意を得ずに盛土等を行っ

た場合であっても、盛土等が放置されたままとなることで、盛土等を行った「工事主」がその土地を無断で使用し続けている「占有者」に該当します。したがって、この場合「占有者」から報告徴取することとなります。

3 報告徴取の内容

徴取の内容は、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況であり、具体的には土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況、土地に関する工事の計画及び施行状況が含まれます。

また、工事の施行状況には、施工関係書類、工事請負契約書類等も含まれます。

4 報告徴取に関する罰則規定

「報告の徴取」の規定による「報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき」には、法第58条第5号に基づき、罰則が科せられます。

「報告をせず」とは、報告を求めたにもかかわらず、対象となる土地の所有者、管理者又は占有者が明示的又は黙示的に報告を拒否する場合だけでなく、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的に報告を拒否していると判断される場合も含まれます。

「虚偽の報告」とは、客観的に判断して真実又は真正でないことについて主観的な認識があることであり、当該認識の下に真実又は真正でない報告をすることといいます。

刑罰は、拘禁刑の場合は6月以下、罰金の場合は30万円以下、法人については、罰金30万円以下と規定されています。

第21章 罰則

(法第55条～第61条)

(罰則)

法第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けたとき。
 - 四 第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第13条第1項又は第31条第1項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者(設計図書を用いなくて当該工事を施工し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者(当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(次項において「工事施行者等」という。))は、3年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主(当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この項において「工事主等」という。)の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

法第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は第37条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第23条第1項若しくは第2項、第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第24条第1項(第48条において準用する場合を含む。)又は第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

法第57条 第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

法第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第6条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。
- 三 第21条第1項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第25条（第48条において準用する場合を含む。）又は第44条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

法第59条 第49条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

法第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第55条 3億円以下の罰金刑
- 二 第56条第3号 1億円以下の罰金刑
- 三 第56条第1号、第2号若しくは第4号又は前第3条 各本条の罰金刑

法第61条 第16条第2項又は第35条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料に処する。

〈解説〉

表1-21-1のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、拘禁刑又は罰金が科せられます。

表 1-21-1 罰則に関する拘禁刑及び罰金等

罰則		拘禁刑	罰金
法第55条	①宅地造成等の工事の許可、変更の許可等（法第12条第1項、16条第1項）の規定に違反して工事したとき	3年以下	1,000万円以下
	②特定盛土等又は土石の堆積の工事の許可、変更の許可等（法第30条第1項、35条第1項）の規定に違反して工事したとき		

罰則		拘禁刑	罰金
法第 55条	③偽りその他不正な手段により①②の許可を受けたとき	3年以下	1,000万円以下
	④監督処分 of 命令に違反したとき（法第20条[法第39条]第2項から4項）		
	⑤工事の技術的基準に違反して工事の設計をした場合に当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした工事の設計者又は工事施行者等		
	⑥⑤の違反が工事主等の故意によるものであるとき		
法第 56条	①完了検査等や中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をしたとき（法第17条[法第36条]第1項若しくは第4項、法第18条[法第37条]第1項）	1年以下	300万円以下
	②定期の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第19条[法第38条]第1項）		
	③改善命令（法第23条[法第42条]第1項若しくは第2項、勧告法第27条[法第47条]第4項（法第28条第3項において準用する場合を含む。））の命令に違反したとき		
	④立入検査の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき（法第24条（法第48条において準用する場合を含む。）[法第43条]第1項）		
法第 57条	工事の届出、変更の届出の規定による届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき（法第27条第1項、法第28条第1項）	1年以下	100万円以下
法第 58条	①基礎調査のための土地の立入りを拒み、又は妨げたとき（法第5条第1項）	6月以下	30万円以下
	②基礎調査のための障害物の伐採を市町村長に許可を受けない又は土地の試掘等を都道府県知事の許可を受けずに行ったとき（法第6条第1項）		
	③工事や公共施設用地を宅地又は農地等に転用する届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第21条[法第40条]第1項若しくは第4項）		
	④擁壁等の工事の届出の規定による届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき（法第21条[法第40条]第3項）		
	⑤報告の徴取の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第25条（法第48条において準用する場合を含む。）、法第44条）		

罰則		拘禁刑	罰金
法第 59 条	標識の掲示の規定に違反したとき、当該違反行為をした者（法第 49 条）	—	50 万円以下
法第 60 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し次に掲げる規定の違反行為をしたとき	法第 55 条の規定違反	法人：3 億円以下 その人：1,000 万円以下
		法第 56 条第 3 号の規定違反	法人：1 億円以下 その人：300 万円以下
		法第 56 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号	その人：300 万円以下
		法第 57 条	その人：100 万円以下
		法第 58 条	その人：30 万円以下
		法第 59 条	その人：50 万円以下
法第 61 条	変更の許可の軽微な変更の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法第 16 条[法第 35 条]第 2 項）	—	30 万円以下 （過料）

第22章 法の規定に適合していることの証明書の交付 (省令第88条)

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

省令第88条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の設定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付申請)

細則第9条 省令88条の規定により、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、様式第7号の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、位置図その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

〈細則第9条第2項の「知事が別に定めるもの」〉

第6 細則第9条第2項に基づき知事が別に定めるもの

細則第9条第2項に定める位置図その他の知事が必要と認める書類は、位置図、配置図、平面図、土地の造成計画が確認できる立体図、土地の全面積が確認できる敷地求積図、盛土又は切土をする土地の面積が確認できる敷地求積図、建築計画概要書、建築確認申請書の写しとする。

ただし、政令第5条第1号から第4号まで、又は省令第8条第1号から第8号までに該当する計画については、その計画が各号に定める工事に該当することを証する書類とする。

〈解説〉

1 法に適合していることの証明の概要

建築基準法では、建築確認に際して盛土規制法等に適合することを確認することが規定されています。このため、建築基準法施行規則では、建築確認の申請に当たっては、原則として、その計画が、先の盛土規制法の規定に適合していることを証する書面（以下「適合証明書」という。）を添付することとしています。

これを受け、省令第88条は、建築確認を受けようとする者は、盛土規制法許可権者に対し、適合証明書の交付を求めることができるとしています。

2 適合証明において証明する内容等

省令第88条の適合証明書は、「法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していること」を証明するものですが、具体的には、盛土規制法に基づく許可が行われたこと又は政令や省令で許可不要となる工事であることを証明するものです。

なお、適合証明書は安全性を証明すべき性質のものではありません。

3 適合証明の手続

証明交付申請書（細則様式第7号）に以下の書類を添付して提出する必要があります。

- ①位置図、配置図、平面図、立体図、敷地求積図
- ②建築計画概要書
- ③建築確認申請書の写し
- ④表1-2 2-1に示す添付書類

表 1-22-1 適合証明書の交付申請に要する添付書類

(1) 政令第5条関係 (災害の発生のおそれがないと認められる工事等)		
関係条項		添付書類
第1号	鉱山保安法 (昭和24年法律第70号)	各号に定める工事に該当することを証する書類
第2号	鉱業法 (昭和25年法律第289号)	
第3号	採石法 (昭和25年法律第291号)	
第4号	砂利採取法 (昭和43年法律第74号)	
(2) 省令第8条関係 (災害の発生のおそれがないと認められる工事)		
関係条項		添付書類
第1号	土地改良法 (昭和24年法律第195号)	各号に定める工事に該当することを証する書類
第2号	火薬取締法 (昭和25年法律第149号)	
第3号	家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	
第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	
第5号	土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)	
第6号	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射線物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成23年法律第100号)	
第7号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
第9号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・土地の区域の求積図 ・現況写真
第10号	イ 高さ2m超の土石の堆積であって土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・現況写真
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積が500m ² 超であって土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの	
	ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・主な本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・位置図 ・地形図 ・現況写真

第1章 許可申請等の手続の流れ

〈解説〉

1 許可申請等の手続

土地の形質変更、土石の堆積に関する工事を行う場合には、事前に、計画している工事が、法の規制対象規模か、また、許可対象規模かを確認する必要があります。

確認の結果、法の許可申請が必要な場合は、法、省令及び細則の定めのとおり、申請書に必要な書類及び図書を添付して、提出します。

なお、埼玉県では、許可申請手続を円滑に進めるため、許可申請前の事前相談をお願いしています。事前相談において、計画している工事が許可対象規模か、申請書に必要な書類が揃っているか等を確認しています。

2 法の許可申請の要否判定

図2-1-1を参照し、許可申請の要否を確認し、申請が必要な場合には、事前相談をお願いします。

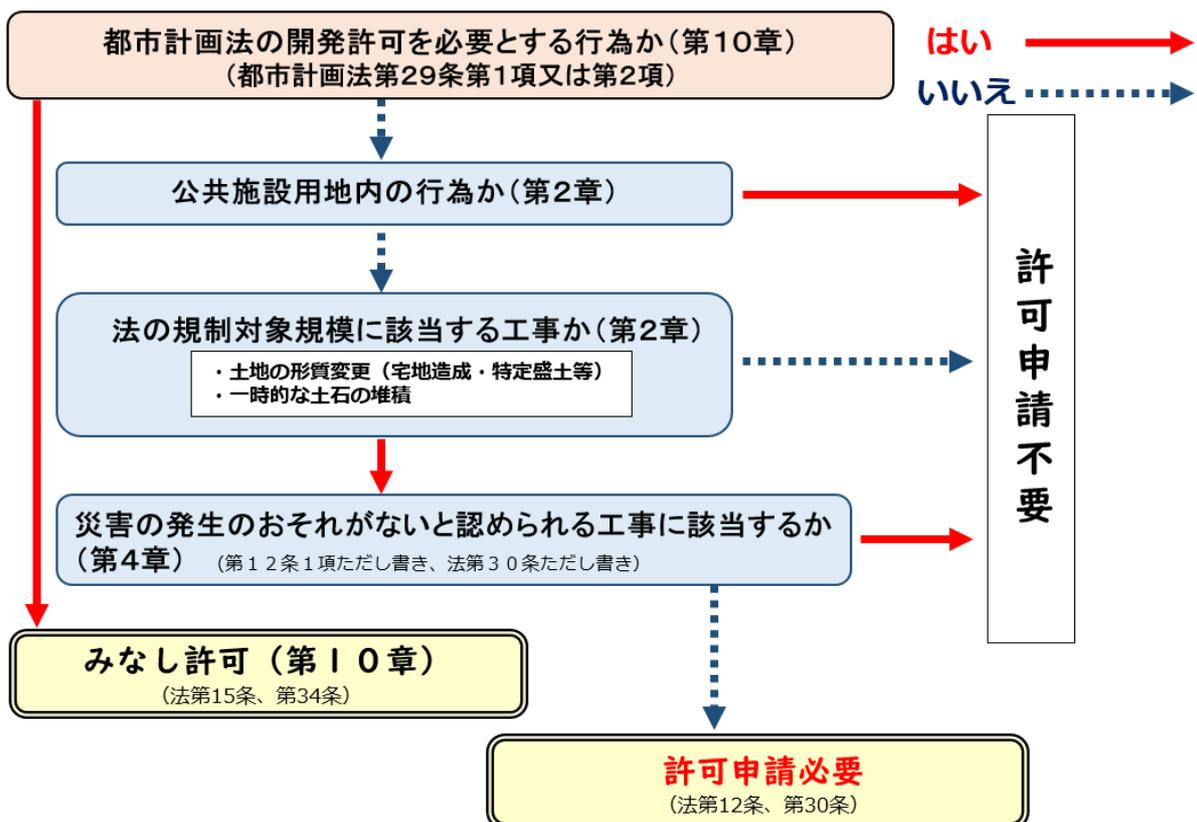


図2-1-1 法の許可申請の要否判定

第2章 事前相談

〈解説〉

1 事前相談の目的

法の許可申請の審査時点で、書類の不備が判明した場合、想定よりも審査に時間がかかることがあります。また、法の許可申請には手数料が必要であり、審査時点で許可不要工事であること等が判明した場合であっても、手数料を還付することはできません。

このような事態を避け、法の許可申請手続が円滑に進めるため、埼玉県は事前相談をお願いしております。

2 事前相談の確認事項

事前相談は、主に次の事項について確認します。

- ①法の規制対象規模や許可対象規模の該当の有無
- ②許可申請に必要な書類の確認（形式面の確認）
- ③許可申請に必要な手数料の確認
- ④その他①～③に付随する相談（許可申請書の書き方等）

3 事前相談の方法

工事を計画する者は、事前相談書に必要な書類を添えて、事前相談を行ってください。

なお、事前相談では、初回から申請書類一式の提出を求めるものではありませんが、申請手続きの際に不備が発生しないよう随時必要となる書類（図面等）を用意する必要があります。

4 事前相談の流れ

事前相談から許可申請、審査、許可までの大まか流れは、図2-2-1のとおりです。

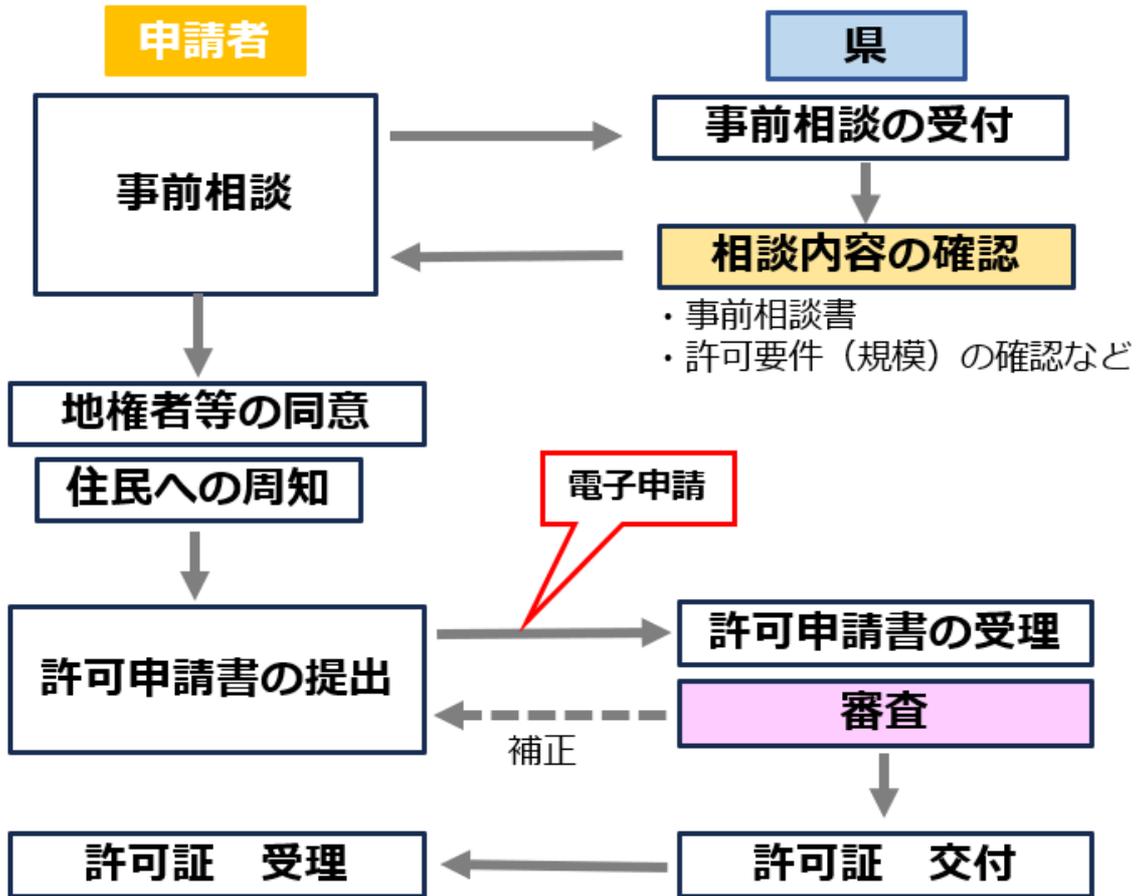


図 2-2-1 事前相談から許可までの流れ

第3章 許可申請書等の作成

(省令第7条、第63条、細則第2条)

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

省令第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	2,500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	2,500分の1以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	50分の1以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項を示すことを要しない。

擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第8条第1項第1号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第3の資金計画書

十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	500分の1以上	

二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第5の資金計画書

八 第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

九 第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

省令第63条 特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(許可申請書の添付書類)

細則第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。第9条において「省令」という。）第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 土地の求積図

二 擁壁の展開図（擁壁を設置する場合に限る。）

三 排水施設の設計に係る書類（排水施設を設置する場合に限る。）

四 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの

五 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの

六 当該工事に係る土地の公図の写し

七 当該工事に係る土地の登記事項証明書

八 その他知事が必要と認める書類

〈審査基準〉

第3 許可申請に必要な添付書類（法第12条、第30条関係）

- 1 設計者が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類（省令第7条第1項第5号、第63条第1項第1号）

省令第7条第1項第5号に定める「図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類」とは、次の表の「設計者の資格」の欄の区分に応じ、「設計者の資格を証する書類」の欄に記載したものとす。

表2-3-1 設計者の資格と必要な書類

No.	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
1	大学において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者（政令第22条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証明書 ・ 実務経験証明書
2	短期大学（3年制）において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者（政令第22条第2号）	
3	短期大学、高等専門学校、旧専門学校令による専門学校において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者（政令第22条第3号）	
4	高等学校、中等教育学校、旧中等学校令による中等学校において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者（政令第22条第4号）	
5	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者（省令第35条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成技術講習会修了証書 ・ 実務経験証明書
6	大学の大学院、専攻科、旧大学令による大学の大学院、研究科に1年以上在学し、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ・ 実務経験証明書

	上の実務の経験を有する者（建設省告示第1005号第1号）	
7	技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士で技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士で技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）を含む。))の資格を有する者（建設省告示第1005号第2号）	・ 技術士の資格証明書
8	一級建築士の資格を有する者（建設省告示第1005号第3号）	・ 一級建築士の資格証明書
9	上記1から8と同等の知識及び経験を有するもの	

2 土地所有者等の同意を得たことを証する書類（省令第7条第1項第10号、同条第2項第8号、第63条第1項第1号、同条第2項第1号）

省令第7条第1項第10号及び第2項第8号並びに第63条第1項第1号及び同条第2項第1号に定める法第12条第2項第4号又は法第30条第2項第4号の「（所有権等の）使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること」を証する書類は次のとおりとする。

- (1) 同意書その他土地所有者等の同意を得たことがわかる書類
- (2) 同意者の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カード（表面のみ）の写し、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類

3 住民への周知の措置を講じたことを証する書類（省令第7条第1項第11号、同条第2項第9号、第63条第1項第1号、同条第2項第1号）

省令第7条第1項第11号及び第2項第9号並びに第63条第1項第1号及び第2項第1号に定める法第11条又は法第29条の規定に基づき「住民への周知」の措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書（工事を行う土地の所在地及び地番、周知期間・説明会開催日時、実施内容、住民からの意見等を記載したもの）とし、その

報告書に次の表の「周知の方法」の欄の区分に応じて、「添付する資料」の欄に記載した資料を添付すること。

表 2-3-2 周知措置報告書に添付する資料

周知の方法	添付する資料
①説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に使用した資料 ・説明会の開催結果の概要を記載した資料（説明内容や、説明に対する質疑等の内容がわかるもの） ・第2の2に基づき周知した範囲がわかる資料
②書面の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・配布した資料 ・第2の2に基づき周知した範囲がわかる資料
③工事内容の掲示及びインターネットへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示状況の写真 ・工事内容を掲載したWEBサイトのアドレスおよび掲載内容がわかるもの

4 資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの（省令第7条第1項第12号、同条第2項第10条、第63条第1項第2号、同条第2項第2号、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年埼玉県規則第70号。以下「細則」という。）第2条第4号）

細則第2条第4号に定める「工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの」は、次のとおりとする。

- (1) 工事主が、次のいずれにも該当しないことを誓約する旨の記載がある書類
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ・法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
 - ・暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 工事主が個人の場合は、次に掲げる書類
- ① 預金残高証明書又は融資証明書

- ② 所得税 前年度の納税証明書
- (3) 工事主が法人の場合は、次に掲げる書類
 - ① 預金残高証明書又は融資証明書
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ③ 法人税の前年度の納税証明書
 - ④ 事業経歴書
- 5 当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの（省令第7条第1項第12号、同条第2項第10条、第63条第1項第2号、同条第2項第2号、細則第2条第5号）

細則第2条第5号に定める「工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの」次のとおりとする。

 - (1) 工事施行者が法人の場合は、次に掲げる書類
 - ① 登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ② 工事施行者の工事实績（同種・同規模の工事等）
 - ③ 事業経歴書
 - ④ 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
 - (2) 工事施行者が個人の場合は、次に掲げる書類
 - ① 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）又は個人番号カードの写し（氏名及び住所が記載されている表面のみ）
 - ② 工事施行者の工事实績（同種・同規模の工事等）
 - ③ 建設業の許可を受けている場合は、事業経歴書
 - ④ 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- 6 盛土をする場合に行う締固め、段切りの施行計画書（省令第7条第1項第12号、第63条第1項第2号、細則第2条第8号）

細則第2条第8号に定める知事が別に定める書類として、政令第7条第1項第1号イに定める締固めの施行計画（第4(1)の基準を満たすもの）及び同項第2号に定める段切り（第4(3)の基準を満たすもの）の施行計画を記載した書類を提出すること。
- 7 高さ2メートルを超える盛土をする場合に申請書に添付する書類（省令第7条第1項第12号、第63条第1項第2号、細則第2条第8号）

高さ2メートルを超える盛土をする場合は、細則第2条第8号に定める知事が別に定める書類として、次の書類を許可申請書に添付すること

 - (1) 盛土をする前の地盤が軟弱な地盤であるか否かを確認した書類。ただし、既往資料により確認できる場合は、その資料をもって調査に代えることができるものとする。

- (2) 盛土をする前の地盤が軟弱な場合は、詳細な土質調査の結果が記載されている報告書及びその結果を基にした安定計算書
- (3) (2)の安定計算書に記載された結果が安定性等に適合していない場合は、地盤改良などの対策の方法を記載した書類

〈解説〉

工事の許可を受けるにあたり、許可申請に必要な書類及び図面は、表2-3-3から表2-3-8のとおりです。

表 2-3-3 許可申請に必要な書類（土地の形質変更）

繰り順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	許可申請書			
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<input type="checkbox"/> 許可申請書	様式第2	◎
2	土地付近状況写真			
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		◎
3	土地所有者等の権利を有する者全ての同意を得たことを証する書類			
	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号 細則第2条第6号、第7号	<input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を得たことを証する書類 ・ 同意書その他土地所有者等の同意を得たことがわかる書類（同意証明書） ・ 同意者の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類	同意証明書（参考様式1）	◎
4	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
	省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 住民への周知措置の報告書	参考様式2	◎
5	工事主の確認書類			
	省令第7条第1項第7号、 第8号 省令第63条第1項第1号	①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類		◎
6	工事主の資力・信用確認書類			
	省令第7条第1項第9号、 第12号 省令第63条第1項第1号 第2号 細則第2条第4号	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 資力及び信用に関する誓約書 ①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 所得税の前年度の納税証明書 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 損益計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 個別注記表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 事業経歴書	資金計画書（様式第3） 資力及び信用に関する誓約書（参考様式3） 事業経歴書（参考様式4）	◎

表 2-3-4 許可申請に必要な書類（土地の形質変更）

綴じ順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
工事施行者の能力を証する書類				
7	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第1項第5号	①工事施行者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等） <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ②工事施行者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、又は個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事） <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、事業経歴書 <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	事業経歴書（参考様式4）	◎
設計者の資格を証する書類				
8	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書（技術士又は1級建築士）	以下の施設を設置する場合 ・高さ5mを超える擁壁 ・盛土又は切土をする面積が1,500㎡を超える土地における排水施設 ※必要書類は設計者により異なるため、第1編第6章第6節を参照すること	○
軟弱地盤の確認				
9	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 軟弱地盤を判定する書面	軟弱地盤において高さ2m超の盛土をする場合は、対策方法まで記載する	○
盛土の安定計算書				
10	省令第7条第1項第3号、第4号、第12号 省令第63条第1項第1号、第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算書	以下の盛土をする場合 ・溪流等において高さ15m超の盛土 ・谷埋め型大規模盛土 ・腹付け型大規模盛土 ・軟弱地盤において高さ2m超の盛土 ・表に該当する盛土高・のり面勾配及び盛土材料に該当しない場合	○
擁壁の構造計算書				
11	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 擁壁の概要、構造計画、応力計算、断面算定を記載した構造計算書	以下の擁壁を設置する場合 ・鉄筋コンクリート造 ・無筋コンクリート造	○
排水能力を確認する書面				
12	細則第2条第1項第3号	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類	排水施設を設置する場合	○
盛土の施行計画書				
13	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 締固め及び段切りの施行計画書	盛土の締固め、段切りを行う場合	○

表 2-3-5 許可申請に必要な図面（土地の形質変更）

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上		◎
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	◎
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分 崖 擁壁 崖面崩壊防止施設 排水施設 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留 	1/2,500 以上	以下の項目を平面図に付すこと <ul style="list-style-type: none"> 断面図と照合できる記号 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できる番号 	◎
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面 	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	◎
5	排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類、材料 排水施設の形状、内法寸法及び勾配 水の流れの方向 吐口の位置 放流先の名称 	1/500 以上		◎
6	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ及び勾配 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 盛土又は切土をする前の地盤面 崖面の保護の方法 	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○
7	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50以上		○
8	擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ 水抜穴の位置、材料及び内径 透水層の位置及び寸法 	1/50以上		○
9	擁壁の展開図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁基礎の寸法 擁壁の位置及び寸法 	指定なし	擁壁を設置する場合	○
10	崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 透水層の位置及び寸法 	1/50以上		○
11	崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法 水抜穴の位置 材料及び内径 透水層の位置及び寸法 	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	○
12	土地の求積図	申請に係る土地及びその区域	指定なし		◎

表 2-3-6 許可申請に必要な書類（土石の堆積）

綴じ順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	許可申請書			
	省令第7条第2項 省令第63条第2項	<input type="checkbox"/> 許可申請書	様式第4	◎
2	土地付近状況写真			
	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		◎
3	土地所有者等の権利を有する者全ての同意を得たことを証する書類			
	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号 細則第2条第6号、第7号	<input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を得たことを証する書類 ・ 同意書その他土地所有者等の同意を得たことがわかる書類（同意証明書） ・ 同意者の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類	同意証明書（参考様式1）	◎
4	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 住民への周知措置の報告書	参考様式2	◎
5	工事主の確認書類			
	省令第7条第2項第5号、 第6号 省令第63条第2項第1号	①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類		◎
6	工事主の資力・信用証明書類			
	省令第7条第2項第7号、 第10号 省令第63条第2項第1号、 第2号 細則第2条第1項第4号	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 資力及び信用に関する誓約書 ①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 所得税の前年度の納税証明書 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 損益計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 個別注記表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 事業経歴書	資金計画書（様式第3） 資力及び信用に関する誓約書（参考様式3） 事業経歴書（参考様式4）	◎

表 2-3-7 許可申請に必要な書類（土石の堆積）

綴じ順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
7	工事施行者の能力を証する書類			
	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第2条第1項第5号	①工事施行者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等） <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ②工事施行者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、又は個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事） <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、事業経歴書 <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	事業経歴書（参考様式4）	◎
8	土石の崩壊防止措置の設計書			
	省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画書 <input type="checkbox"/> 堆積箇所配置及び空地確保に関する計画書	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○
9	土砂流出防止措置の設計書			
	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画書 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○

表 2-3-8 許可申請に必要な図面（土石の堆積）

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000以上		◎
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	◎
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 作業構台等 空地の位置 柵等の位置 排水施設（側溝等） 土砂の流出防止措置 	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	◎
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面 	1/500以上	高低差の著しい箇所について作成すること	◎
5	土地の求積図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の部分 	指定なし		◎

第4章 標準処理期間

(標準処理期間)

行政手続法第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

〈解説〉

1 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常必要となる標準的な期間のことです。

埼玉県においては、表2-4-1のとおり設定しています。

2 処理期間に算入されない期間

次のような期間は、処理期間に算入されません。

- ①申請を補正するために要する期間
- ②行政庁又は経由機関の執務が行われない休日（土曜日、日曜日、12月29日から1月3日まで、国民の祝日に関する法律で定める休日）
- ③申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- ④審査のために必要なデータを追加するための期間

表2-4-1 標準処理期間

工事内容		条文	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	1 安定計算・構造計算を要しないもの	法12条1項 法30条1項	30日
	2 安定計算・構造計算を要するもの		51日
土石の堆積に関する工事の許可			14日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可	1 安定計算・構造計算を要しないもの	法16条1項 法35条1項	30日
	2 安定計算・構造計算を要するもの		51日
土石の堆積に関する工事の計画の変更許可			14日
宅地造成又は特定盛土等に係る証明書の交付	1 法12条等に基づき許可を受けたもの	法施行規則88条	10日
	2 1以外の場合		20日

第5章 許可申請手数料

〈解説〉

工事の許可等の申請に当たっては、埼玉県手数料条例別表に定める手数料を、埼玉県電子申請・届出サービスにて納入します。

手数料の額は手続きの種類によって表2-5-1から表2-5-3のとおりです。

表2-5-1 許可申請の手数料（土地の形質変更）

(1) 工事の許可（法第12条第1項、第30条第1項）	
盛土又は切土をする土地の面積	手数料
500 m ² 以内	16,000 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	28,000 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	40,000 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	58,000 円
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	73,000 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	97,000 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	150,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	230,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	362,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	516,000 円
100,000 m ² 超	670,000 円
(2) 工事の変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）	
変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、合算した額が670,000円を超えるときは、その手数料の額は670,000円とする	
項目	手数料
(イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 (ロのみに該当する場合を除く。)	盛土等の土地の面積（ロに規定する変更に伴う場合にあつては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土等の土地の面積）に応じ「(1) 工事の許可」に定める額に10分の1を乗じて得た金額
(ロ) 新たな土地の盛土等の土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更	新たに編入される盛土等の土地の面積に応じ「(1) 工事の許可」に定める金額
(ハ) その他の変更	11,000 円

表 2-5-2 許可申請の手数料（土石の堆積）

(1) 工事の許可（法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項）	
土石の堆積をする土地の面積	手数料
500 m ² 以内	12,000 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	15,000 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	19,000 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	23,000 円
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	30,000 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	34,000 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	42,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	57,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	77,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	112,000 円
100,000 m ² 超	134,000 円
(2) 工事の変更許可（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項）	
変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、合算した額が 134,000 円を超えると きは、その手数料の額は 134,000 円とする	
項目	手数料
(イ) 土石の堆積に関する工事の 設計の変更 (ロのみに該当する場合を除 く。)	土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合 にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆 積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆 積をする土地の面積）に応じ「(1) 工事の許可」に定める額に 10 分の 1 を乗じて得た金額
(ロ) 新たな土地の土石の堆積を する土地の編入に係る工事 の設計の変更	新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ「(1) 工 事の許可」に定める金額
(ハ) その他の変更	11,000 円

表 2-5-3 許可申請の手数料（適合証明書）

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付手数料（省令第 8 8 条）	
(イ) 盛土規制法第 1 2 条 1 項等の許可を受けた工事	1,200 円
(ロ) (イ) 以外の場合	6,400 円

第6章 許可情報の公表

(法第12条第4項、第30条第4項)

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

法第12条

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第30条

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法) ※宅造区域

省令第9条 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

省令第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法) ※特盛区域

省令第64条 法第30条第4項(法第35条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

省令第65条 法第30条第4項の主務省令で定める事項は、第10条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

〈解説〉

1 許可情報の公表

許可権者は、工事の許可をしたとき、許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長に通知します。

なお、公表は、「1項を許可したとき」に必要な手続きであるため、開発許可によるみなし許可の場合は適用されません。

2 公表の方法と公表事項

公表の方法は、インターネットを基本とします。

公表事項は次のとおりです。

- ①宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
(特盛区域にあっては「特定盛土等又は土石の堆積」)
- ②工事の許可年月日及び許可番号
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

なお、申請内容について変更があった場合には、変更後の内容で公表します。

3 公表期間

公表の期間は、「許可後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間です。

第 3 編

申請書等の様式・法令集

第1章 申請書等の様式

1 省令において定められている様式

(1) 裁決申請書	様式第1
(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	様式第2
(3) 資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	様式第3
(4) 土石の堆積に関する工事の許可申請書	様式第4
(5) 資金計画書（土石の堆積に関する工事）	様式第5
(6) 許可証	様式第6
(7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	様式第7
(8) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	様式第8
(9) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	様式第9
(10) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	様式第10
(11) 土石の堆積に関する工事の確認申請書	様式第11
(12) 土石の堆積に関する工事の確認済証	様式第12
(13) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	様式第13
(14) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	様式第14
(15) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	様式第15
(16) 土石の堆積に関する工事の届出書	様式第16
(17) 擁壁等に関する工事の届出書	様式第17
(18) 公共施設用地の転用の届出書	様式第18
(19) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	様式第23
(20) 土石の堆積に関する工事の標識	様式第24

※様式19～22までは、特盛区域に関する届出のため省略しています。

2 県細則において定められている様式

(1) 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	様式第1（第1条関係）
(2) 土地の試掘等許可証	様式第2（第1条関係）
(3) 宅地造成等に関する工事着手届出書	様式第3（第5条関係）
(4) 宅地造成等に関する工事の変更届出書	様式第4（第6条関係）
(5) 宅地造成等に関する工事の定期報告書	様式第5（第7条関係）
(6) 宅地造成等に関する工事廃止届出書	様式第6（第8条関係）
(7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書	様式第7（第9条関係）

3 その他・参考様式

(1) 同意証明書	参考様式1
(2) 住民への周知措置の報告書	参考様式2
(3) 資力及び信用に関する誓約書	参考様式3
(4) 事業経歴書	参考様式4

様式第一

裁決申請書

裁決申請者 住所
氏名
相手方 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

〔注意〕

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
収 入	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
	自己資金					
借入金	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	その他必要な事項			
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
借入償還金						
〇〇〇						
計						
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 号
年 月 日

都道府県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項 (第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。) }
{ 第 33 条第 2 項 (第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。) }

の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 許可番号	第 号
4 許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第1項 第35条第1項} の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
9	変 更 の 理 由		
10	許 可 番 号	第 号	
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
〔注意〕			
1 ※印のある欄は記入しないでください。			
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。			
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。			
4 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。			
5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。			
6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。			
7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第九

※ 受付欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法
{第13条第1項}
{第31条第1項}の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	第 号
2 許可年月日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	

※ 受付欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

都道府県知事

下記の土石の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 4 項} \\ \text{第 36 条第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許可番号	第 号
2 許可年月日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 確認員職氏名	

※ 受付欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証 番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

都道府県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 {第13条第1項} {第31条第1項} の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	第 号	
2 許可年月日	年 月 日	
3 工事をしている土地の所在地及び地番		
4 工事主住所氏名		
5 中間検査年月日	年 月 日	
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日
7 検査員職氏名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出
ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日	
9	工事完了予定年月日	年 月 日	
10	工事の進捗状況		

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出
ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項
第40条第3項} の規定により、下記の工事について届け出
ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項
第40条第4項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上						
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識						
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名			見取図	
	2	許可番号	第 号			
	3	許可又は届出年月日	年 月 日			
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ	メートル			
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
			切土	立方メートル		
	9	工事着手予定年月日	年 月 日			
	10	工事完了予定年月日	年 月 日			
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先					
50センチメートル以上						

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第1号（第1条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

住 所
氏 名

土地の試掘等許可証

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、次のとおり土地の試掘等を行うことを許可します。

期間	年 月 日 から 年 月 日まで
責任者の住所 及び氏名	
目的	
場所	
試掘等の方法	
試掘等に必要 な範囲	
備考	

年 月 日

埼玉県知事

印

様式第3号（第5条関係）

宅地造成等に関する工事着手届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電 話 番 号
担 当 者 名
電 子 メ ー ル

宅地造成等に関する工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事を行っている土地の所在地及び地番	
工事の着手年月日	年 月 日
工事施行者の住所及び氏名	
現場管理者の氏名及び連絡先	

備考 宅地造成及び特定盛土等規制法第49条の規定により、工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真及び工事に着手した状況を明らかにする写真を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号
担当者名
電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項又は第35条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号	
工事をしている （する予定の） 土地の所在地及 び地番		
変更内容	変更前	変更後
変更理由		

備考 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合は、変更した内容を確認することができる書類（住民票の写し、登記事項証明書等）を添付すること。

宅地造成等に関する工事の定期報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話 番 号
担 当 者 名
電 子 メール

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定により、次のとおり報告します。

共通	1 工事を行っている(する予定の)土地の所在地及び地番	
	2 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
	3 前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入)	年 月 日
等に関する工事 宅地造成又は特定盛土	4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m
	5 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²
	6 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³
	7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
土石の堆積に関する工事	8 報告の時点における土石の堆積の高さ	m
	9 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²
	10 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³
	11 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量 (2回目以降のみ記入)	m ³

- 備考 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入すること。
- 2 宅地造成等の工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第6号（第8条関係）

宅地造成等に関する工事廃止届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電 話 番 号
担 当 者 名
電 子 メ ー ル

宅地造成等に関する工事を廃止したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事をしている（する予定の）土地の所在地及び地番	
工事の廃止予定年月日	年 月 日
工事を廃止しようとする理由	

備考 宅地造成等の工事をしている（する予定の）土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書					
年 月 日					
<p>(宛先)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話 番 号 担 当 者 名 電 子 メール</p>					
<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、申請します。</p>					
計	工事主の住所及び氏名				
	土地の所在地及び地番				
面	土地の面積	m ²			
	盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
の	工事の許可年月日及び許可番号又は許可不要の理由	年 月 日 第 号			
		(理由)			
概	建築等の計画の概要	用途		敷地面積	m ²
		工事の種別		建築面積	m ²
要	適合する条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 <input type="checkbox"/> 第12条第1項 <input type="checkbox"/> 第16条第1項 <input type="checkbox"/> 第30条第1項 <input type="checkbox"/> 第35条第1項			
<p>※ 第 号</p> <p>上記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県知事 印</p>					

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 該当する□にレ印を記入すること。

住民への周知措置の報告書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

工事主
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第11条又は第29条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

1	工事を行う土地の所在地及び地番	
2	周知期間・説明会開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
3	実施内容	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 開催場所 : 周知範囲 : 参加人数 : <input type="checkbox"/> 書面の配布 配布範囲 : 配布世帯数 : <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットへの掲載 掲示場所 : URL :
4	住民からの意見等	

備考

- 「実施内容」欄は、該当する□に✓印を記入すること。
- 説明会により実施した場合は、説明に使用した資料、説明会の開催結果の概要を記載した資料(説明内容や、説明に対する質疑等の内容がわかるもの)及び周知範囲がわかる資料を添付すること。2回以上実施した場合には、説明会ごとに報告書を作成すること。
- 書面配布により実施した場合は、配布した資料及び周知範囲がわかる資料を添付すること。
- 工事内容の掲示及びインターネットへの掲載により実施した場合は、掲示状況の写真及び工事内容を掲載したWEBサイトの内容がわかるものを添付すること。

資力及び信用に関する誓約書

(宛先)

埼玉県知事

私は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、暴力団員等であるか否かの確認のため、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 法人であって、その役員のうち(5)に該当する者があるもの
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

工事主 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 〕

電話番号

参考様式 4

事業経歴書

年 月 日

工事主 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 〕

電話番号

No	宅地造成等に関する 工 事 名	事業場所	事業規模 (面積等)	許認可番号※	事業期間
1				第 号 年 月 日	年 月着工 年 月竣工
2					年 月着工 年 月竣工
3					年 月着工 年 月竣工
4					年 月着工 年 月竣工
5					年 月着工 年 月竣工
6					年 月着工 年 月竣工
7					年 月着工 年 月竣工
8					年 月着工 年 月竣工
9					年 月着工 年 月竣工
10					年 月着工 年 月竣工

※ 都市計画法に基づく開発許可又は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可を取得している場合に記入してください。

※ 申請日において直近10件（過去の実績が10件に満たない場合は全件）について記載してください。

宅地造成及び特定盛土等規制法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をい

う。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

第二章 基本方針及び基礎調査

(基本方針)

第三条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基礎調査)

第四条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指

定都市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。）は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公表しなければならない。

（基礎調査のための土地の立入り等）

第五条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第五十条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入り

の際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第二項及び第五十八条第二号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第二項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にい

ないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第七条 第五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第八条 都道府県は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に要する費用の補助)

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県が行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、か

つ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下この章及び次章において「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害

の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止

するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（許可証の交付又は不許可の通知）

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。（許可の特例）

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたと

きは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事に係る第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた

全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事に係る前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

（監督処分）

第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事

二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第十三条第一項の規定に適合していない工事

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検

査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは

自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（工事等の届出）

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、

擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（土地の保全等）

第二十二条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、

当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

第二十四条 都道府県知事は、第十二条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴取）

第二十五条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第五章 特定盛土等規制区域

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きい場合第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積

に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二

第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可

について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

（許可証の交付又は不許可の通知）

第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

（許可の特例）

第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第三十条第一項の許可があつたものとみなす。

2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたと

きは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、

主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

（監督処分）

第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事

二 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第三十一条第一項の規定に適合していない工事

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

二 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を

定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(工事等の届出)

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

い。

3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土地の保全等)

第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しく

は極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

第四十三条 都道府県知事は、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項、第三十七条第一項、第三十九条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴取）

第四十四条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第七章 造成宅地防災区域

第四十五条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第十条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

（災害の防止のための措置）

第四十六条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないように、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地

の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第四十七条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第四十五条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によつて第四十五条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(準用)

第四十八条 第二十四条の規定は都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第二十五条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第九章 雑則

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(市町村長の意見の申出)

第五十条 市町村長は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(緊急時の指示)

第五十一条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(都道府県への援助)

第五十二条 主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第五十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

(政令への委任)

第五十四条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この

法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。

四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。))は、三年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三

十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。

二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つたとき。

三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九条 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
- 三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十一条 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

内閣は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二条第一号及び第二号、第七条第三項、第九条、第十四条第二項、第十九条並びに第二十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 総則

（定義等）

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

（公共の用に供する施設）

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

（宅地造成及び特定盛土等）

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に

高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

（土石の堆積）

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

第二章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 鉱山保安法（昭和三十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

二 鉱業法（昭和三十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法

第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 法第十二条第二項第四号(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業

三 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号に規定する防災街区整備事業

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第二条

第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設(崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除く。))で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以下「地表水等」という。)の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置その他の措置を講ずること。

二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤につい

て講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（１） その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

（２） その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために

擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

２ 前項第一号イ（１）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（２）の規定の適用については、同号イ（１）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

２ 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめる

こと。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控

え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さ二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百二十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅

地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。

ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

（排水施設の設置に関する技術的基準）

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜ためが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準

は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

（特殊の材料又は構法による擁壁）

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。

二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。

イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地

ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える

場合 当該高さの二倍を超える幅の空地

四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。

五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

（規則への委任）

第二十条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第三十九条において同じ。）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第八条の規定による擁壁又は第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

（設計者の資格）

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの
（特定工程等）

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該

土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端(当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。)との垂直距離によるものとする。

第三章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第二項第四号(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める事業は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第三十条 法第三十一条第一項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める特定盛土等に関する工事

の技術的基準については、第七条から第十七条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、第十三条中「第十二条第一項又は第十六条第一項」とあるのは「第三十条第一項又は第三十五条第一項」と、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等(法第二条第一号に規定する農地等をいう。)における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 法第三十一条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第十九条及び第二十条第二項の規定を準用する。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

第三十一条 法第三十一条第二項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等)

第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。

3 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(届出を要する工事)

第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。

この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

第四章 造成宅地防災区域の指定の基準

第三十五条 法第四十五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。）の区域であることとする。

一 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。次項第三号において同じ。）であつて、安定計算によつて、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの

イ 盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの

ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの

二 盛土又は切土をした後の地盤の滑動、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事により設置された擁壁の沈下、盛土又は切土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域

2 前項第一号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として〇・二五に建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値

二 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。

三 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その

他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であつて、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

イ 前項第一号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、複数の円弧又は直線によつて構成されるもの

ロ 前項第一号ロに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、単一の円弧によつて構成されるもの

第五章 雑則

（収用委員会の裁決申請手続）

第三十六条 法第八条第三項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（緊急時の指示）

第三十七条 法第五十一条の政令で定める事務は、法第十条第一項、第二項及び第四項、第二十二条第二項、第二十六条第一項、第二項及び第四項並びに第四十一条第二項の規定により都道府県知事が行う事務とする。

（公告の方法）

第三十八条 法第二十条第五項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報その他所定の手段による公告を行つた日から十日間、当該土地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。

（報告の徴取）

第三十九条 法第二十五条（法第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定

により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 土地に関する工事の計画及び施行状況
(権限の委任)

第四十条 この政令に規定する主務大臣の権限

は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(主務省令への委任)

第四十一条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

別表第一 (第八条、第三十条関係)

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩 (風化の著しいものを除く。)	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

別表第二 (第九条、第三十条、第三十五条関係)

土質	単位体積重量 (一立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三 (第九条、第三十条、第三十五条関係)

土質	摩擦係数
岩、岩屑せつ、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質		擁壁		
		勾配		下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を 超え七十五度 以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を 超え七十度 以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
		第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を 超え七十五度 以下
二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上			
六十五度を 超え七十度 以下	二メートル以下			四十五センチメートル以上
	二メートルを超え三メートル以下			六十センチメートル以上
	三メートルを超え四メートル以下			七十五センチメートル以上
六十五度以下	二メートル以下			四十センチメートル以上
	二メートルを超え三メートル以下			五十センチメートル以上
	三メートルを超え四メートル以下			六十五センチメートル以上
	四メートルを超え五メートル以下			八十センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を 超え七十五度 以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を 超え七十度 以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル	八十五センチメートル以上

			以下	上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第三項、第八条第一項、第十二条及び第十四条並びに宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二条、第二十条及び第二十五条の規定に基づき、宅地造成等規制法施行規則を次のように定める。

（公共の用に供する施設）

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

（基礎調査の調査事項）

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 土地の利用状況

二 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

三 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性

（基礎調査の結果の通知及び公表の方法）

第三条 法第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければ

ならない。

2 法第四条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 宅地造成等（法第十条第一項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地等区域（法第十条第一項に規定する市街地等区域をいう。）

二 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等（法第二十六条第一項に規定する居住者等をいう。次号において同じ。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域

三 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域

四 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第四条 令第三十六条の主務省令で定める様式は、別記様式第一とする。

（宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示）

第五条 法第十条第四項（法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号のいずれかの方法により宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三 平面図

（住民への周知の方法）

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二

項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の

住民に配布すること。

三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示

	質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法		すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第八条第一項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二條各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十

七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二

条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類

を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定

める工事は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への

対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大

きい土地

(擁壁認定の基準)

第十三条 国土交通大臣は、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで(これらの規定を令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十七条(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。第九十条において同じ。)の規定に基づき、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

(認証)

第十四条 前条第二項の認証(以下単に「認証」という。)は、第十六条から第十八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者(以下この項、第二十条第四号及び第二十八条第一項第二号において「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 申請に係る工場の名称及び所在地
 - 三 その他登録認証機関が必要と認める事項
- (認証の更新)

第十五条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間(第二十二條第九号及び第二十八条第四項において「有効期間」という。)

ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新について準用する。

(登録)

第十六条 第十四条第一項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 認証事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 申請に係る意思の決定を証する書類

ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 登録申請者の行う認証が第十八条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類

五 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十七条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、認証事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録要件等)

第十八条 国土交通大臣は、第十六条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号イにおいて同じ。）において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者

ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、プレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造される擁壁の構造に関する専門的知識を有する者

ハ 建築又は土木に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者

ニ イからハマまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 前号の調査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によつて構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。

イ 学校教育法による大学において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ロ 前号ロ又はハに該当する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名

三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地

四 認証事務を開始する年月日

(登録の更新)

第十九条 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(認証事務の実施に係る義務)

第二十条 登録認証機関は、公正に、かつ、第十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。

二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準(次号及び第二十二条において「認証基準」という。)を定めること。

三 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。

四 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。

五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないと認めるとき。

ロ 不正の手段により認証を受けたとき。

六 第十八条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け

出ること。

七 認証、認証の更新又は認証の取消し(以下この号において「認証等」という。)を行つたときは、その旨(認証の取消しにあつては、その理由を含む。)を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。

八 認証事務によつて知り得た秘密の保持を行うこと。

(登録事項の変更の届出)

第二十一条 登録認証機関は、第十八条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更しようとする理由

(認証事務規程)

第二十二条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 認証事務の時間及び休日に関する事項

二 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項

三 認証の申請に関する事項

四 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 認証基準に関する事項

六 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項

七 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項

八 認証証明書の交付及び再交付に関する事項

九 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項

十 認証の取消しに関する事項

十一 第二十八条第三項の帳簿その他の認証事

務についての書類に関する事項

十二 認証事務に関する秘密の保持に関する事項

十三 認証事務に関する公正の確保に関する事項

十四 その他認証事務に関し必要な事項
(認証事務の休廃止)

第二十三条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとするときは、その期間

四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(第二十八条において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第二十五条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十八条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条 国土交通大臣は、登録認証機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第二十八条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 認証の申請を受け付けた年月日

二 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 認証の申請に係る工場の名称及び所在地

四 認証の申請に係る工場について第十八条第一項第一号の調査を行った年月日及び当該調査を行った者の氏名

五 認証の申請に係る工場について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十八条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名

六 認証を受けた工場にあつては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録認証機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日(認証をしなかつたときは、第一項第五号に規定する日)から二年間保存しなければならない。

一 認証の申請書及び添付書類

二 認証の判定とその結果に関する書類

(報告の徴収)

第二十九条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第三十条 国土交通大臣は、次に掲げるときは、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき又は第十九条第一項の登録の更新をしたとき。

二 第二十一条の規定による届出があつたとき。

三 第二十三条の規定による届出があつたとき。

四 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土をした後の地盤の変動

二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入

三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみ

だりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)
第三十四条 令第十九条第二項(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設(次項において「鋼矢板等」という。)を設置すること

二 次に掲げる全ての措置

イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと
その他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置

ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者

二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

(許可証の様式)

第三十六条 法第十四条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七

条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前二項の規定は、法第十六条第三項において準用する法第十四条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変

更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

（完了検査の申請期間）

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（完了の検査の申請）

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査済証の様式）

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

（確認の申請期間）

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（確認の申請）

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認済証の様式）

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

（中間検査の申請期間）

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

（中間検査の申請）

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

（中間検査合格証の様式）

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

（定期の報告）

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定期の報告の期間）

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

（定期の報告の報告事項）

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九

条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
(災害防止措置に係る費用負担)

第五十一条 都道府県知事は、法第二十条第六項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し

負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その	

	<p>他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</p>	
--	---	--

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域の指定等の公示)

第五十七条 法第二十六条第四項の規定による

公示は、第五条に規定するところにより行うものとする。この場合において、同条中「宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域」とあるのは「特定盛土等規制区域」と読み替えるものとする。(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届

出に係る公表の方法)

第五十九条 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

（変更の届出）

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（住民への周知の方法）

第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲

げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法）

第六十四条 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項）

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

（許可証の様式）

第六十六条 法第三十三条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事に

ついて法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

(変更の許可の申請)

第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

(完了検査の申請期間)

第六十九条 法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。

(完了検査の申請)

第七十条 法第三十六条第一項の検査を申請し

ようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第七十一条 法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第七十二条 法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。

(確認の申請)

第七十三条 法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第七十四条 法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(中間検査の申請期間)

第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。

(中間検査の申請)

第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(定期の報告)

第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他

の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。

(災害防止措置に係る費用負担)

第八十一条 都道府県知事は、法第三十九条第六項(法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)

第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準用する。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出

に係る公表の方法)

第八十三条 法第四十条第二項の規定による公表は、第五十三条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第八十四条 法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(擁壁等に関する工事の届出)

第八十五条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第八十六条 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三 工事施行者の氏名又は名称

四 現場管理者の氏名又は名称

五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しく

は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(権限の委任)

第八十九条 令第十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

則で定める。

(趣旨)

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年条例第百九十一号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)において使用する用語の例による。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三条 法第三十二条に規定する条例で定める特定盛土等の規模は、次に掲げるものとする。

一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)

四 第一号または前号に該当しない盛土であって、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

2 法第三十二条に規定する条例で定める土石の堆積の規模は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(身分証明書等)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。)第七条第一項(法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項の身分を示す証明書は、様式第一号の通りとする。

2 法第七条第二項に規定する許可証は、様式第二号のとおりとする。

(許可申請書の添付書類)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。第九条において「省令」という。)第七条第一項第十二号及び第二項第十号並びに第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の求積図
- 二 擁壁の展開図(擁壁を設置する場合に限る。)
- 三 排水施設の設計に係る書類(排水施設を設置する場合に限る。)
- 四 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 五 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 六 当該工事に係る土地の公図の写し
- 七 当該工事に係る土地の登記事項証明書
- 八 その他知事が必要と認める書類

(技術的基準の緩和)

第三条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下この条及び次条において「政令」という。)第二十条第一項(政令第三十条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第八条(政令第十八条において準用する場合を含む。)の規定による擁壁又は政令第十四条(政令第十八条において準用

する場合を含む。)の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれかの工法による措置することができる。

- 一 石積み工
- 二 編柵工、筋工又は積苗工
- 三 前二号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法

(技術的基準の付加)

第四条 政令第二十条第二項(政令第三十条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、政令第七条から第十九条までに規定する技術的基準に次に掲げる技術的基準を付加する。

一 盛土又は切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずる場合においては、知事が別に定める基準に適合する小段を設置すること。

二 次のいずれかに該当する場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

イ 盛土をする前の地盤が軟弱な土地に知事が別に定める盛土をする場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)

ロ 盛土をする土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入することが想定される場合

ハ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上である場合

ニ その他イからハマまでに準ずる場合として知事が別に定める場合

(着手の届出)

第五条 法第十二条第一項の規定による許可(法第十五条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。)又は第三十条第一項の規定による許可(法第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。)を受けた者は、当該許可に係る工事に

着手したときは、速やかに、様式第三号の宅地造成等に関する工事着手届出書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第六条 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出は、様式第四号の宅地造成等に関する工事の変更届出書により行わなければならない。

(定期の報告)

第七条 法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、様式第五号の宅地造成等に関する工事の定期報告書により行わなければならない。

(廃止の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による許可（法第十五条第二項の規定による当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）又は第三十条第一項の規定による許可（法第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、速やかに、様式第六号の宅地造成等に関する工事廃止届出書を知事に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付申請)

第九条 省令第八十八条の規定により、法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、様式第七号の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、位置図その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。